

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議事係 |
| | | | | | |

| | | | |
|--|--|------------|----------|
| 総務常任委員会会議録 (14.3定) | | | |
| 日 時 | 平成14年 9月25日(水) | 開 議 | 午後 1時00分 |
| | | 散 会 | 午後 4時37分 |
| 場 所 | 第2委員会室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 佐野委員長、佐々木(勝)副委員長、横田・新谷・見楚谷・北野・中畑・佐々木(政)・斉藤(陽)各委員 | | |
| 説明員 | 教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、企画部参事、消防長 ほか関係理事者 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> | | | |

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に横田委員、新谷委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より、報告の申出がありますので、これを許します。

「新行政改革実施計画の主な実施項目と財政効果額について」。

(総務) 田中主幹

それでは、平成13年度における新行政改革実施計画第2次改訂の主な実施項目と財政効果額についてご報告いたします。

配布資料をご参照いただきたいと思います。

まず、平成13年度の主な実施項目といたしましては、1 事務事業の見直しでは、1、職員、運転業務職員以外の公用車運転体制の拡大として、保険年金課に公用車運転体制を拡大し、3、事務処理方法の見直しとして、福祉部、土木部などで申請書等の押印の省略や使用許可期間の延長を行い、5、市民団体、実行委員会、イベントの事務局の見直しとして、小樽消費者協会外2団体の事務局業務を当該団体等に移行しました。

2 時代に即応した組織・機構の見直しでは、7、組織・機構の見直しとして、観光施策充実のため、経済部に観光振興室を設置し、8、各種審議会、各委員会等の整理・縮小として、小樽市農業振興地域整備促進協議会を廃止し、9、病院の統廃合として、基本構想及び基本計画の準備を進めるため、総務部に市立病院新築準備室を設置し、11、サービスセンターの充実強化と連絡所の見直しとして、水道料金等減免申請及びし尿処理手数料減免申請について各サービスセンターで受付することとし、12、農業委員会の在り方についての検討として、小樽市の農業環境等を総合的に勘案し、継続して存置することを決定するとともに、農業委員の5名減員を決定し、小樽市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を改正し、13、保育所の統廃合として、新赤岩保育所の建設事業を完了し、3月末をもって高島保育所を廃止し、15、小中学校の適正配置として、3月末をもって、石山、東山及び住吉中学校を廃止しました。

4 定数定員管理及び給与の適正化では、18、職員数の削減として、前年度の4月1日現在との比較で33名を削減し、19、給与制度等の見直しとして特別職の給与及び管理職手当を継続して削減しました。

5 人材の育成と多様な人材確保では、22、国、道との積極的な人事交流を行い、23、研修制度の見直しとして、北海道自治政策研修センター等の受講者を増員しました。

6 行政の情報化等行政サービスの向上では、30、庁内LANの整備として、本庁舎内の各課にほぼ1台の割合でパソコンを整備し、庁内メールを開始し、31、子育て支援策の充実として、延長保育、産休明け保育事業等を3か所で拡大し、小樽市地域子育て支援センター、愛称「げんき」を奥沢保育所に併設し、32、水道料金等収納サービスの充実として、水道料金等のコンビニエンスストアでの納入を実施しました。

8 経費の節減、合理化と財政の健全化では、36、公用車の削減として、青少年女性室の公用車1台を削減し、37、使用料・手数料などの見直しとして、港湾施設使用料及び廃棄物関係手数料を改定し、39、遊休等資産の活用、処分の促進として、普通財産の土地約1,300平方メートルを約1,100万円で売却しました。

9 公共施設の管理運営の見直しでは、43、施設の有効活用の検討として、図書館の開館時間を火曜日と木曜日の週2回、1時間延長し、おたる自然の村のパークゴルフ場、キャンプ場の営業時間を1時間延長しました。

10 公共工事のコスト縮減では、継続して技術基準等の見直し、設計手法の見直しなどを行いました。

11 広域行政の推進では、北しりべし廃棄物処理広域連合規約案について、各構成市町村議会の議決を得て、平成14年度の設置となりました。

これらの結果、平成13年度を初年度とする新行政改革実施計画第2次改訂の実施項目49項目のうち、34項目が実施済み又は一部実施済みとなり、項目数での実施率は69.4%となりました。

また、平成13年度の財政効果額は、人件費の削減分が約3億3,900万円、収納率向上対策が約400万円、使用料・手数料の見直し分が約9,800万円、遊休等資産の処分が約1,100万円、その他が約2億200万円で、合計約6億5,400万円となりました。以上でございます。

委員長

次に、「旧石山中学校の跡地利用について並びに北海道国際航空の再生計画案について」。

(企画)川堰主幹

旧石山中学校の跡利用計画について報告いたします。

旧石山中学校の跡利用計画につきましては、小樽昭和学園から譲渡を要望され、市としましても、第2回定例会の総務常任委員会におきまして、昭和学園に売却する方向をお示したところであります。

しかし、先般、9月13日付けで、昭和学園から、旧石山中学校校舎面積等が高等学校設置基準に満たない部分があり、明峰高校の全面移転が困難であると判断したとの理由から、要望書の取下げ願いが提出されております。

したがいまして、今後の跡利用計画につきましては、改めて跡利用検討委員会の中でいろいろな角度から検討したいと考えております。

続きまして、北海道国際航空株式会社の民事再生計画案について報告いたします。

北海道国際航空株式会社、いわゆるエア・ドゥにおきましては、6月25日に民事再生法の申立てを行い、9月11日、民事再生計画案を東京地裁に提出したところであります。

今後は、11月上旬の債権者集会における決議を経て、再生計画の認可となり、12月に再生計画の発効となる予定であります。

今回の再生計画案の提出に伴い、北海道において、出資自治体62市町村を対象にした緊急説明会が9月20日に行われ、再生計画案の説明を受けましたので、その内容について報告いたします。

まず、計画案の内容についてであります。資料にありますとおり、全日空とのコードシェアを中心とした業務提携、総額約40億円の再生債権の90%カット、資本金の100%減資、新たに20億から30億円の増資などの説明がありました。これらについては、既に新聞等で伝えられております情報のとおりであります。

また、北海道では、北海道の翼、北海道の自立の象徴など、創業の精神・理念に賛同して支援いただいている個人株主、自治体の気持ちを考え、同社に対して100%減資を避けるよう慎重な対応を求めた。しかし、道などに債権の90%放棄を求めた経過からすると、株主責任の立場上、また、既に債務超過に陥り株券の価値がないこと、さらには、再生のためには新たな増資が必要なことなどから、既存の株を残したままでの対応が困難との判断に立ち、やむなく100%減資を認めざるを得なくなったなどの説明がありました。

本市といたしましては、エア・ドゥが目指す北海道の翼として低価格の航空運送サービスを進めることは、観光客の入込増など地域経済に果たす役割が大であると期待し、平成11年2月に出資を行ったところであり、エア・ドゥが航空業界に参画したことにより搭乗料金が値下げされるなど、北海道経済に与えた影響も大きいものと考えます。

しかし、株主責任や再建のための減資については理解できないものではありませんが、100%減資の結果には残念であると言わざるを得ません。現段階では、北海道に対し、出資自治体がかかわる問題の解決をお願いしているところであり、エア・ドゥについては、単に全日空の傘下になるのではなく、道民の翼として低価格によるサービスと北海道の自立の精神を堅持しながら再生することを期待するものです。以上であります。

委員長

次に、「石狩湾新港地域の振興方策の基本方向案について」。

(企画)高橋主幹

去る9月9日、石狩湾新港地域開発連絡協議会の幹事会で示されました石狩湾新港地域の振興方策の基本方向案について、本日配布された概要版に基づき、ご報告させていただきます。

作成に至る経緯と目的であります。資料の1ページの上段の枠囲いにありますように、石狩湾新港地域の開発の長期化に伴い、経済環境や企業ニーズが変化してきたことから、北海道を中心に関係機関で構成する石狩湾新港地域の振興方策に関する検討会及びプロジェクトに関する検討会において、今後の開発の進め方並びに土地利用の在り方などの振興方策について検討を行うとともに、今後、開発を計画的に進めるために基本方向案として取りまとめられ、先般開催された同幹事会で報告されたものでございます。

また、今後の開発を円滑に進めるために、その振興方策の基本方向案を踏まえ、それぞれの課題に応じて関連する関係機関が協議、検討を行いながら、推進方策の具体化を図っていくという目的で作成されたものでございます。

今後の開発の進め方を検討するために、1ページの下に枠組みがございます。左側に開発推進上の課題といたしまして、ア、開発の長期化に伴う土地利用の在り方の見直しと、それに対応した地域環境の整備、イ、開発スキームの限界の克服のための開発資金を土地で回収するなどのスキームの見直し、ウ、港湾と背後地の一体的整備の必要性、エ、事業推進主体の経営安定の4項目を課題といたしまして、それぞれの課題に対応するため、進め方の基本方向を右側に、(1)規制緩和の推進などによる土地利用の活性化の推進、(2)開発スキームの見直しを行い、適正な分譲価格の形成に向けた取組、(3)石狩湾新港地域及び背後地の一体的な開発の推進のため、推進体制の在り方や事業の進め方などの検討、(4)事業推進主体の経営安定に向けた開発計画の推進などについての検討を行うというものでございます。

2ページをごらんください。

土地利用の方向性につきましては、(1)から(4)にありますように、今後、土地の利用を弾力的、複合的な土地利用を進めるため、土地利用計画の見直しを行うこととし、土地利用計画の考えを基本に、用途地域の見直しや、さらに、土地の有効活用を図り、用地分譲を多角的に進めるため、(5)でありますけれども、プロジェクトの推進のための基本的な考え方といたしまして、リサイクル、港湾物流、サハリンプロジェクトやエネルギーなどのプロジェクトの推進に向け、今後、関係者による推進体制や検討の場を整備し、取組を進めていくという内容になっております。

また、2ページの下段から3ページには、プロジェクトの導入推進に合わせて、小樽市、石狩市がそれぞれ国に提案いたしました構造改革特区を推進していくという内容も盛り込まれております。

3ページの後段になりますが、今後の企業誘致の進め方の基本方向として、業種を絞り込んだ企業誘致や提案型のテナントリース方式など、積極的な誘致活動の展開や企業ニーズに対応した多角的な企業誘致の展開を進めるという内容でございます。

以上が石狩湾新港地域振興方策の基本方向案の概要でございます。

今後、市といたしましては、示された基本方向案につきまして、庁内関係部局で検討を行い、市としての考え方を整理してまいりたいと考えております。以上です。

委員長

次に、「日本銀行旧小樽支店の小樽市有形文化財への指定について」。

(社教)社会教育課長

日本銀行旧小樽支店を小樽市有形文化財に指定したことについてご報告申し上げます。

同支店は、明治末期の代表的な銀行建築であり、小樽における他の銀行建築と比較してもその歴史性は高く、内装及び外観ともに創建時の姿がよく保たれております。昭和60年9月には、小樽市歴史的建造物の第14号に指定され、市内の観光スポットの一つとしてその存在は大きなものがあります。

今般、同支店が本年9月16日をもって支店営業を廃止するに当たり、歴史的にも学術的にも価値の高い同支店を、今後とも未長く保存する目的で、市教委は、小樽市文化財審議会に小樽市指定有形文化財とすることについて諮問をし、審議会で議論を重ねてまいりました。その結果、本年8月21日に、同審議会会長から、教育長あてに、支店営業廃止の翌日である9月17日をもって市の文化財としよう申入れがなされ、同日開催された小樽市教育委員会第8回定例会において、答申のとおり、正式に議決されたところであります。

なお、同支店は、小樽市指定文化財としては第8号になり、有形文化財としては第4号となります。
以上であります。

委員長

次に、「室内水泳プール改修に伴う臨時休館について」。

(社教)室内水泳プール館長

室内水泳プール改修工事に伴う臨時休館についてご報告いたします。

室内水泳プールは、平成11年、劣化調査を実施し、その診断の結果、平成12年度から3か年計画で施設の整備を図ってきております。最終年度の今年は、プールの塗装工のほか、更衣室の給排水管改修工事を実施いたします。この工事期間、10月1日から12月2日までの63日間、プールを休館いたします。

工事の進捗状況によりましては、休館期間が若干変更になることもありますが、今のところ、12月3日に開館を予定しております。できるだけ早く利用者の便宜が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

利用者の周知につきましては、プール入口への掲示のほか、市広報への掲載及び各報道機関に依頼してまいりたいと考えております。

なお、昨年も実施いたしました、休館日の間、高島小学校温水プールの使用時間を拡大し、利用者の方々の便宜が図られるよう努力してまいりたいと考えております。以上です。

委員長

次に、本定例会に付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第26号について」。

(財政)市民税課長

議案第26号についてご説明申し上げます。

小樽市市税条例の一部を改正する条例案の趣旨についてであります。地方税法の一部を改正する法律の公布により、改正するものであります。

まず、法人市民税についてであります。マンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行により、マンションの建替えに当たり、設立されるマンション建替え組合は、法人税法の規定により、公益法人等とみなされますので、この建替え組合を法人市民税の課税対象とするためであります。

次に、個人市民税についてであります。2点ございます。

1点目は、平成16年度までその適用が停止されている土地、家屋の長期譲渡所得に対する課税の区分で8,000万円を超える部分を廃止し、4,000万円を超える部分と同一にするとともに、税率の引下げを行うためであります。

2点目は、株式譲渡所得の取扱いについてであります。平成15年1月1日以後に譲渡する上場株式等の譲渡に係る通減税率の特例措置、譲渡損失の繰越控除制度の創設及び特定口座を有する者が一定の要件に該当する場合は、市道民税の申告書の提出を不要とする措置を設けるためであります。

次に、固定資産税についてであります。特定優良賃貸住宅の供給の促進及び高齢者の居住の安定化等の観点から、一定の要件に該当する家屋に課税される固定資産税について、それぞれ減額措置等を設けるとともに、所要の改正を行うためであります。以上でございます。

委員長

次に、「議案第29号について」。

(消防) 予防課長

議案第29号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案につきましてご説明いたします。

この条例案は、平成13年7月4日、消防法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、ストーブやボイラーなど火を使用する設備等が、壁面などの可燃物から、火災予防上、安全な距離を保つための基準が新たに政令で定められましたので、この基準に従い、所要の改正を行うものであります。以上であります。

委員長

次に、「議案第32号」。

北野委員

議案第32号小樽市非核港湾条例案について、提案の趣旨を簡単に説明いたします。

9月9日の本会議で詳しく述べておりますが、その後の経緯にも触れて、若干、提案説明とさせていただきます。これは、まず、今の社会情勢の中で、アメリカがイラクなどへの先制攻撃を行う際に、核兵器をもっても行うというふうに一歩踏み込んだということが大変重大な問題で、これが今、世界の焦点になっているところであります。

また、理事者側が、非核港湾条例の問題とも関連して、小樽市が核兵器搭載可能艦を入港させる際の根拠にしている、いわゆる米ソのミサイル削減条約のときに、核弾頭を装備しているこのミサイルの核を撤去するというのを根拠にされておりましたけれども、その後、最近になってこれらを復活させるという方針にアメリカが転換しているわけです。

こういう点に照らしてみても、今、小樽が、核兵器搭載可能艦、特にアメリカ艦船が入港しているということについては、市民の安全、財産を守る上で大変危険な状態にさらすことになるわけです。

今度の非核港湾条例案は8回目の提案でありますけれども、ぜひ、それらの現瞬間の世界情勢等も踏まえて、この小樽市で核兵器廃絶平和都市宣言の名にふさわしい内容を条例の点で確立してその保障を行うということが極めて重大となっておりますので、提案させていただいた次第です。

委員長

これより、質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順とします。

最初に、共産党。

新谷委員

石狩開発について

初めに、石狩開発についてお伺いいたします。

石狩開発については、破たん寸前と言われております。実際に、この振興策の中でも、開発スキームは限界の克服ということが述べられて課題とされておりますけれども、みずから限界ということを確認しているわけです。

それで、開発全般の見直しとありますけれども、破たん寸前の石狩開発に小樽市がなぜこういった負担をしなければならないのか、この点についてはいかがですか。

(企画) 高橋主幹

さきほどご説明いたしましたように、石狩湾新港地域の振興方策につきましては、これまでどうやって開発を進めていくかという内容で検討してまいりました。そういった中で、あくまでも土地の一体保有という考え方の中で、今後こういった長期化する開発スキームの中でこういったことを検討しなければいけないのかという内容の中で、当然こういった考え方も必要ではないかということで、今後これについても検討していきたいというふうにございます。

企画部次長

今、主幹からご答弁した部分なのですが、まず一つは、石狩開発株式会社という、今三セクと言われているこの会社の経営状況の問題と、今日お示しをしている振興方策というのは、基本的に違うものだというご理解をいただきたいと思います。

それは、私ども小樽市、道庁、それから石狩市を含めて、もちろんKKも入っていますけれども、全体の中で、あの地域の開発をこれからどうしていくかという議論をした中の結果として、この方針が示された。これからの議論になるわけですが、石狩KKの問題については、もちろんご指摘がありましたとおり大変厳しい経営状況で、大変な状況であるのは事実ですから、その部分との関連は非常に密接にありますけれども、今のお話にありました小樽市が開発者負担の見直しの中ですぐ負担をしていくとか、そういう議論ではありません。当然、今まで石狩開発が基盤整備に多額の巨費を投じてきたという現実があるわけですから、そして、640億の今抱えている負債の利息の13億が常に土地代にオンをされていく、こういうスキームはもう成り立たないよという確認をみんなでしたと。そうすれば、従来のようなスキームを見直して、今後はどうやってこの開発者がする負担に対して応分の負担をしていくのだろうか、こういう協議をこれからしましょうということです。

ですから、今後の議論の中で小樽市に対する負担という話もある可能性はありますけれども、今現在、我々は、小樽市が幾らの負担をして、幾ら市財政から出すか、そういう議論にはなっておりませんので、今後の課題になってくるのではないかと、そういうふうに思います。

新谷委員

応分の負担があるかもしれないということですが、では、これまでの開発というのは成功してきたというふうに考えているのでしょうか。その辺はどうですか。

(企画)高橋主幹

成功という形の中では、厳しい経済状況の中で造成をしたり基盤整備をしまいましたが、なかなか現状の経済状況の中では企業立地が進まないという状況が一つございますので、成功というか、経済状況が厳しいという中でなかなか企業立地も進まないというふうに判断してございます。

新谷委員

それでは、北野議員も代表質問の中で聞いたのですが、小樽市の区域の現状というのは、分譲がどのくらい、操業会社がどのくらい、また売上げなど、それから、小樽から通う従業員についてどれくらいいるのか、お示してください。

(企画)高橋主幹

小樽市域の現状でございますけれども、約67社が既に立地してございます。ただ、操業しているのは34社が操業しているという状況になってございます。分譲率でいきますと、44%という低い状況でございます。

それから、市内からの就業者の数でございますけれども、14年8月時点で聞き取りした調査によりますと、約80名という状況でございます。

全体の売上げということについては、今資料を持ってきてございませんので、後ほど調べてお知らせしたいと思います。

新谷委員

企業立地に関しては、市で助成してきましたね。道と市が負担してね。それで、助成額はトータルで幾らになっているのですか。

(企画)高橋主幹

企業の立地助成金につきましては、12年度、13年度で3社ございまして、市の負担いたしました額は約1,650万ということでございます。

新谷委員

道と市との負担割合ですが、このままずっと助成していくのですか。

(企画)高橋主幹

一応、企業立地の助成につきましては今年度で終了するという予定でございます。

新谷委員

それで、土地の分譲ですが、見通しはどのようなのですか。

(企画)高橋主幹

北野議員の市長への代表質問にもございましたけれども、ここ1年、非常に厳しい状況になってございます。また、今後の大きな需要があるというような状況にはないというふうに考えてございます。

新谷委員

ところで、これまで石狩開発から配当金はありましたか。

(企画)高橋主幹

配当金というものはございません。

新谷委員

今まで、代表質問、それから今の答弁とかを聞きまして、今後の見通しもなかなかつかない。それから、今まで分譲に関して助成しても、分譲は44%、半分以下です。しかも、配当金はない、破たん寸前と。これ以上、石狩開発に市が応分の負担をしていくということはやめた方がいいのではないですか。

企画部次長

市が石狩開発に応分の負担というご質問ですけれども、市は石狩開発に対して直接応分の負担をしているということはありません。

今お話がありましたのは、市がこの三セクである石狩開発株式会社に当初出資をして、結構大きい6,800万の金額ですけれども、その出資をしてこの会社の一員になっているのは事実です。

けれども、今お話がありました助成金は、立地してきた企業に対する助成ですから、そういった形で助成をしてきている。ですから、市が、直接、石狩開発に対して財政的な支援というようなことでやってきているという経過はございません。

新谷委員

経過はなくなつて、先の見通しもないのですから、何か今の答弁はちょっとあれでしたね。

実際に、会社に対しての支援ではないということですが、全体の石狩湾新港の開発に関してのものでしょう。そこにふたをしてきているわけですから、やっぱり、これが今まで成功したわけでもないし、今後の見通しもないとしたら、そういう点はやっぱり考えていかなければならないのではないですか。

企画部次長

誤解を受けたのであれば訂正させていただきますけれども、お話ししたいのは、一つは、この石狩地域の後背地のこういった土地の分譲に向けた動きは、北海道を中心に石狩開発という第三セクターをつくって、そこが分譲を進めてきました。現状は分譲率61%ですから、全国的な意味では工業団地の中では結構張りついている方だというふうに思っていますし、やっぱりそれなりの張りつき状況を呈していた。ただ、お話がありましたとおり、ここ10年間、おおむねバブル崩壊以降というのは、なかなか企業の投資意欲がなくて、設備投資もできないという現状の中で伸び悩んできているのは実態です。

ですから、さきほどの助成金も、そういった中で少しでも分譲率を上げようという意味で、北海道も私も、ある意味では苦肉の策の中で助成という制度を設けた。さらには、石狩開発のことを言えば、金融団の金利を軽減しようとか、いろいろな方策をしてここ3年ほど頑張ってきています。その中でも、まだ現下の経済情勢の中では

なかなか実績が出てこない。

そんな中で、今日お示した振興方向というのは、さらにいろいろな見直しをする中で今、9者連という組織の中で業務をしていますけれども、この9者の中で何とかこの地域の開発をさらに進めるための方策はないだろうか、方法はないだろうかということで議論をしてきている部分です。

ですから、我々としては、先の見通しが無いというよりも、先の見通しをつけたいという意味も含めて、やっぱり何らかの展望を見出すために議論しているということでご理解をいただければと思います。

新谷委員

その問題については、また、決算委員会などでも出るとは思いますけれども、いずれにしても、破たん寸前のところですから、その辺はやっぱりしっかり考えていかなければならないというふうに思います。

エア・ドゥについて

次は、エア・ドゥに対してなのですけれども、今後、小樽市として増資にはこたえていくつもりですか。

企画部長

エア・ドゥに対して、引き続き、再出資というのはどうかということでございますけれども、さきほど主幹からご報告させていただきました民事再生計画はあくまでも案でございまして、確定しますのは11月の債権者集会を經まして、最終的には12月に確定する予定でございまして。

したがって、現時点で申し上げるのはなかなか常識的ではないのではないかというふうに考えてございますが、確定後に、仮に要請があったといたしましても、現在の小樽市の財政状況を含めた現状を考えますと、応ずることはなかなか難しいのではないかと考えております。

新谷委員

学校の耐震診断実施計画について

それでは、次に移ります。

学校の耐震診断実施計画について。

予特でも質問してきましたけれども、文部科学省が、7月31日、各都道府県に公立学校施設の耐震診断実施計画の策定等について依頼の文書を出しています。耐震補強事業の実施予定の有無にかかわらず、すべての棟について3年以内の耐震診断実施計画を策定し、別紙様式に従い8月30日までに提出するようというふうに文書を出していますね。

これは、この間は聞きませんでしたけれども、これにはどのように回答されましたか。

(学教)施設課長

今、議員がご指摘の策定等についての文書は来ております。

私どもの考えは、従来からご説明しているとおりで、国の中での診断については、簡易診断ということで平成15年から17年度に実施してくれと。そういう指導が来ている中で、私どもについては、国の要綱そのものが、具体的に簡易診断が10万円程度と、そういう話にはなっておりますけれども、どの程度のもので10万円になるのか、そういう具体的にわからないことがたくさんあります。

そういう中では、そういうものを見据えながら考えていかなければならないこと、また、市の財政事情等もありまして、私どもは、15年から17年という3年の間ということですから、考え方としては、できれば17年度にそういう診断の方向に持っていきたいなど。これは、あくまでも国の動向とか北海道の考えとか、そういうものを見据えた上での考えでありますけれども、そんなような方向で考えたいと思います。

新谷委員

今のところは、17年に全部一斉にやりたいという考えですね。17年に一斉にと。

(学教)施設課長

基本的な部分で考えれば、内容がどのように顕在していくかはわかりませんが、対応できる部分については17年度で対応していきたいというように考えております。

新谷委員

そのところがよくわからないのですね。3年以内ということは確かにそうなのですが、この前も言いましたように、昭和46年以前の建物は、文部科学省の調べでも改築か補強が必要な、いわば赤信号とされているわけですね。この棟だって結構ありましたでしょう。ですから、一律17年にしないで、年次的に、年度ごとに、やっぱりこういところから先にやっていくべきではないですか。どうでしょうか。

(学教)施設課長

確かに、前回は答えましたが、昭和46年以前の棟数といいますか、建物は33棟あるわけです。今回、簡易診断ということでの調査ですけれども、例えば、簡易診断によってそれを補強しなければならない。次に、2次診断ということで相当な診断費用がかかる。そして、すぐ補強工事をする、そういうスケジュールになるかと。そのあたりは、国のスケジュールの中でどういう指導がされるのか、現在のところ、この辺のところは見当もつかないと。そのような中で、確かに46年以前の棟数は33棟ありますけれども、それを優先的にというのはなかなか難しいのかなと。

いずれにしても、そういう方向性が見えてきましたら、考えていく要素はあるかと思えます。

新谷委員

考えていく要素はあるということですが、問題は財政的な問題ですね。どうですか。

(学教)施設課長

確かに、その問題は財政的なこともありますが、全国各地で国が取り組んでいる。そういう中で、全国の状況とか全道の状況で、なぜ耐震化が遅れているかという中には、やはり財政問題で進んでいない、そういう市町村がかなりな割合を占めています。そのほかに、学校だけではなくて、例えば公共施設なども一緒ではないかとかいろいろな点がある中で、確かに財政問題ということはありますけれども、それよりも国が今どう動くか、そういう中身を検証しながら考えていきたいと思えます。

新谷委員

何度も言いますが、確かに国のそういう動向というのを見るのは大事ですが、そういった点では、診断に対して補助金をつけるようにと、そういうような動きも今あります。

それで、この間も言いましたけれども、住吉中学校で売却収入ができたわけですから、それを使って赤信号のところだけでも早くやるべきではないですか。

財政部長、確認しますけれども、それは、この間聞いて、教育委員会と検討しながらということだったのですが、赤信号の部分は先に予算をつけたらどうですか。

財政部長

予算特別委員会でも質疑がありましたのでお答えしたところでありますけれども、確かに住吉中学校の校舎は売却ができることになりました、その財源自体については、やはり長く教育財産として使われたということで、我々もいろいろ検討いたしました。

そういう中で、本当に今後の財政事情に対応してどうしたらいいかということは今財政部でもいろいろと考えているところがありまして、そういう中で、本当に危機的な状況になっているものですから、やっぱり全体的な予算を見ていく中で検討しなければならないということになっているわけでございます。

そういう中で、今、耐震診断の関係で委員のご質疑がありますけれども、これもやはり大事なことだとおとらえております。小樽市自体は、今、確かに大きな地震は幸いにもないですけれども、一応、校舎を建ててそれぞれの校舎も相当に年数がたってきたということで、これから維持補修の関係がどんどん出てくるのが予想されます。

そういう中で、状況をいろいろと教育委員会とも協議しながら、優先度を図りながら、ある程度、年次計画も立てながらやっていけるようにしていきたいというふうに思っております。

新谷委員

ぜひ、その方向でよろしくお願ひしたいと思います。

議案第26号について

次に、議案第26号にかかわってお伺ひいたします。

この議案の中に1から8まであるのですけれども、小樽市にもかかわるところでどういう実態になっているのか、ちょっとお知らせください。

(財政)市民税課長

小樽市の実態はどのようになっているかということでございますが、今回、まず、マンション建替えによる法人市民税の課税です。これは、今回、まだ施行されておられません、マンションの建替えの円滑化等に関する法律で、マンションを建て替える場合、組合を設立します。その組合が設立された場合、法人税割がかかりますと、法人市民税もかかるということで、組合が公益法人等とみなされることでかけるということですが、この部分につきまして、今のところ実態はございません。

次に、長期譲渡所得に対する税率についてですけれども、これは、16年度まで適用が停止されておりますが、単純に計算いたしますと、8,000万円を超える部分が4,000万円を超える部分と同一の税率になりますので、その差の8,000万円を超えた部分は0.5%下がりますので、単純計算すると40万円、この0.5%下がる部分は実態が出てこようかと思っております。

次に、株式譲渡所得等にかかわる部分での改正点でありますけれども、この部分につきましては、現行の確定申告書の中におきましては、上場株式等による譲渡益か一般株式等による譲渡益かの区分がございませんので、実態として把握することは困難なシステムになっております。

最後に、繰越控除等につきましては、15年度以降の株式売買等から適用されるということになりますので、その部分については、これから発生することで、現状ではございません。以上であります。

新谷委員

8,000万、率を掛けたら当然そういうふうになりますけれども、小樽では実際にこういう人はいますか。

(財政)市民税課長

まず、8,000万円を超える部分ということであると、例えば高額な、土地で言いますと立地条件が高いところ、要するに地価額が高いところ、あるいは、広範囲な土地を売買したときなどによる事例が出てくるかと思っておりますけれども、そういう部分につきましては、年間につきまして1件あるかないかというような状況で今まで来ております。

新谷委員

この法律では、上場特定株式等の譲渡にかかわる改正になっておりますけれども、今、株価というのは大変低迷していますね。この原因はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

(財政)市民税課長

株価の低迷につきましては、私は、株価の動向につきまして詳しいことはわかりませんが、株価というのは景気に左右されることが多分にあるかと思っております。今現在、国の景気は回復の兆しが遅れているということがありますので、そういうものが多分に影響しているであろうということを考えております。

新谷委員

株を買って景気浮揚策としようという考え方だと思っておりますけれども、こういった消費不況のときには、やっぱりそういった原因を取り除かなかつたら、株を買ってもうけようという気持ちにはなかなかならないわけですね。

上場株のみ譲渡を安くするというのは、大企業を助け、また金持ち優遇策になるのではないかなと思いますけれども、その点はいかがですか。

(財政) 市民税課長

一般的に、個人資産の運用は、不動産とか預貯金、それから貴金属というような形で資産の運用をやっていると思います。その中で株式等により益を得るというのも経済行為の一つであろうかと思いますが、今回の改正というのは、そういうような証券税制の活性化を図り、個人投資家の株式市場への参加を促すという点での改正ということで理解しております。

新谷委員

こういうことで、景気の浮揚策になるとお考えですか。

(財政) 市民税課長

一応、国がそのように景気活性化の対策のためにやっていくということですので、我々もそのように理解しております。

新谷委員

私たちは、そういうふうにはとらえづらい部分がたくさんありますね。国から言われるから仕方がないという部分もあると思うのですが、これはこれで終わります。

人事院勧告について

次に、8月に出された人事院勧告に関連してお伺いいたします。

この人事院勧告の内容と、実施された場合、一般的にどんな影響があるのか、お答えください。

(総務) 職員課長

本年8月に出されました人事院勧告の内容について簡単に説明申し上げます。

給料表につきましては、2%程度減額ということで、月額に直しますと、7,770円、これは国家公務員の平均の金額で、月額7,770円ほど削減になると。それから、給与関係でもう一点、扶養手当につきましては、配偶者が1万6,000円だったのが1万4,000円に、そのかわり、第3子以降、3,000円が5,000円というふうになりまして、トータルで2.03%の減額というふうになっております。

これを小樽市の15年度の職員数2,145人で算出いたしますと、現行と人事院勧告完全実施されてきますと、約4億2,000万円、ただし、共済費がこの中に6,000万円ほど含まれております。以上であります。

新谷委員

今、一般的な影響についてお伺いしたのですが、小樽市の部分まで答えていただきました。

こうして公務員の賃金の引下げを理由に、政府は公的年金給付の引下げも検討しています。恩給や失業給付金などの社会保障の切下げは、さらに、交付税とか各種補助金の人件費の単価の引下げに連動すると考えられると思うのですが、その辺はいかがでしょう。

(総務) 職員課長

公務員給与が実際にこのように2%ということで、国とおおむね市町村も。このような関連の中で、民間の中でも例えば第三セクター、具体的には公団だとか、そういう意味で大きく波及していくのかなと思っています。

新谷委員

地方公務員の場合、賃金は今までは各地の地場賃金というか、民間の賃金を下支えする機能を持っていたと思うのです。この引下げは、そういった地場賃金の一層の引下げに拍車をかけるものではないでしょうか。

(総務) 職員課長

今回の人事院勧告につきましては、7,900民間事業所、約40万人の個人給与をベースに算出した結果、逆格差があるということです。小樽市の給与実態が実際にどのようなものかというのは、多分、全国レベルより低いのでは

ないかというふうに思いますので、仮に小樽市が2%マイナスしたときに、さらに引下げになるかどうか、その辺はちょっと正直に言ってわからないというところです。以上です。

新谷委員

今、非常に景気が悪いから、民間との格差をなくしていくというのがあると思うのですが、私たちが若いころには、やっぱり公務員の給与が一つの目標でもありましたね。

小樽市の財政で見たのですけれども、一般職員の場合、1人当たりの給料月額、小樽は、札幌を除く全道9市で下から2番目です。それから、9市平均、また、類似都市よりも低いのですけれども、それでも人勤どおりの削減をするのでしょうか。

(総務)職員課長

普通会計ベースでの比較だというふうに思いますけれども、小樽市におきましては、給与改定につきましては、これまでも人勤の方に準じて引上げあるいは引下げ等をしてきた経過がございますので、今回、確かに給与表そのものに手をつけるわけですが、あくまでも国の方の人勤の方に準拠してということです。以上です。

新谷委員

それは決定なのですか。

総務部次長

今、職員課長が申し上げましたけれども、かようなことを、これはまだ正式な提案ではございませんけれども、考え方として職員団体と協議の場で意思は伝えてございます。

新谷委員

組合との関係もあるとは思いますが、けれども、トータルで小樽市は約4億2,000万円の給与が削減されるわけです。これは、物すごく小樽経済における影響は大きいと思うのです。消費の心理というか、そういうのが冷え込んでますます景気は冷え込むと思います。

今、多くの人たちが、生活、また老後に不安を持っています。さらに、来年は医療改悪、年金の引下げ、それから雇用保険の改悪、介護保険料の引上げなどで国民負担は3.2兆円になるとも試算されておりますけれども、本当に暮らしの破壊ははかり知れないと思うのです。この不況に拍車をかける今度の人勤の給料削減、このものに対しては、やはり見直すべきではないかなと思いますが、いかがですか。

総務部次長

確かに、所得というものは、大まかに言っていわゆる消費と貯蓄に回るわけですから、もっと大きな目で見れば、例えば国内総生産の6割を占めると言われる個人消費、こういった部分から見れば個人消費は大きいものです。

ただ、確かに、公務員給与の削減が、では、すべてを物語るかということ、果たしてどうかなという格好があると思うのです。今、この景気の低迷の中で、いろいろな意味で企業のリストラとかそういったものが進んでおりますけれども、一方では、また新たな産業の創出とか、そういった面でいわゆる企業の活性化に向けて国も努力しているわけですから、そういうトータルの中で考えるべきことであって、この公務員給与がすぐそういったものに波及するかどうかというのはなかなか難しい、簡単には言えないことがあるだろうと思います。

新谷委員

学校給食について

次に移ります。

学校給食についてお伺します。

今、食の安全が非常に問題になっておりますけれども、輸入食品の残留農薬は今大変問題です。小樽市の学校給食で輸入小麦粉を使用しているものについて品目を教えてください。

(学教)学校給食課長

学校給食は、現在パン給食を週2回実施しております。これにつきましては、学校給食用物資の安定供給を図っておりますけれども、そのために設立されました財団法人北海道学校給食会が開発しました北海道産小麦5割、アメリカ産2割5分、カナダ産2割5分が入りました学校給食用小麦を使用しております。

それから、ほかの麺類についてお答えします。うどんにつきましては、100%国産小麦を使用しております。ラーメンにつきましては、国産小麦5割、外国産小麦5割を使用しています。以上でございます。

新谷委員

アメリカとカナダからの輸入小麦について、輸入される時点で収穫後に農薬を振りかけるといういわゆるポストハーベストが非常に問題なのですけれども、パンについて、またラーメンについて、輸入小麦に対して残留農薬の検査はしているのですか。

(学教) 学校給食課長

今、検査についてのお話がありましたけれども、検査の詳細については承知をしておりませんが、恐らくほかの小麦と同様に、厚生労働省の指定検査機関であります穀物検定協会が港等で残留農薬等の検査を実施しているものと思っております。

新谷委員

その検査体制が、今、日本は非常にふじゅうぶんなのですよ。昨年5月に、千葉県の食文化研究会が学校給食用のパンを農民連の分析センターに出しました。そうしましたら、どのパンからも中枢神経に害を及ぼすとされている有機リン系殺虫剤が検出されました。日本の厚生労働省の残留基準値のないものもありました。

有機リン系殺虫剤は、多い場合には急性毒性麻痺を起こし、微量でもアレルギーの子どもたちはぜんそくなどを起こすというふうに言われています。最近、視力低下が問題になっておりますけれども、これの原因になっているのではないかというふうに指摘している大学の先生もおります。

さっき言いましたように、検査体制が非常にふじゅうぶんです。輸入小麦の93%は全く検査を受けずに流通しているのですね。これが子どもたちの口に入っていくということは、健康上、非常に問題があると思うのですね。それで、学校給食会で提供しているカナダとアメリカの小麦についてしっかりと検査をやっていただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

(学教) 学校給食課長

今、小麦の件ですけれども、生産量、あるいは価格の面で問題がありまして、現在、すべてを北海道産の小麦を使用するわけにはいかないというのが現状でございます。私どもは、小麦の提供を受けております財団法人北海道学校給食会とも話をする機会もございますので、北海道産小麦の使用増、あるいは外国産小麦の安全性の確認について要望してまいりたいと思っております。

新谷委員

国産小麦については、残留農薬が検出されておられません。その物がない、量自体がないということで、価格の問題があると思うのですけれども、例えば、学校給食でこれだけの量が必要だから、これだけの作付をしてほしいと、そういう直接農家と結びついたやり方もできると思うのですね。実際にそういうふうに行っているところもありますので、今後ぜひ直接契約をして安全な食べ物を安全な小麦粉で製造するようにしていただきたいと思うのですけれども、そういう可能性はどうでしょうか。

(学教) 学校給食課長

今、小麦の数量の確保のお話が出ましたけれども、例えば経済的なものといいますが、値段の問題、数量確保の問題がございますので、今、この場でそういうものを収穫している農家との契約というのはなかなか難しいと思います。さきほどお話いたしました北海道学校給食会というところが、小麦粉等の開発といいますが、そういうことをしておりますので、じゅうぶんにお話をしてまいりたいと思います。

新谷委員

実際にそういうふうに行っているところもありますので、ぜひそのことを議題にさせていただきたいと思います。
(「委員長、あと何分ありますか」と発言する者あり)

委員長

あと5分40秒です。

北野委員

石狩湾新港地域の振興策について

さきほどの新谷委員の質問に関連して、新港地域の振興策、これは道の資料で概要版を出されているのですが、その1ページに、開発負担の見直しの中で、今後速やかに関係自治体間の負担について協議するとある。

さきほどの次長の答弁では、出てくるだろうという予想を述べているのですが、この資料の説明にしかなくってはいないのですよ。

我々が聞いているのは、今の小樽市の財政状況の中で負担はすべきでないということを明確にせよということを一貫して要求しているのですよ。代表質問でも、今後検討してまいりたいとか、そういうことで小樽市自身の考えが明確になっていない。

現時点で、この考えはどうなのですか。

企画部次長

さきほどもご答弁申し上げましたけれども、実は具体的なテーマと申しますが、項目を絞っている協議というのはまだされておりません。ですから、さきほどお話ししたとおり、これは、進め方の基本方向ということで、当面、示されたものです。ですから、今のお話にあります開発者負担の見直しの分野でも、例えば、水道なり下水道なり、あるいは道路の整備なり、いろいろな基盤整備をやりますから、今まで石狩開発株式会社という企業が、本来、形上は自治体が負担すべき部分もいろいろな協定の中で負担をしてきているという現実があります。その金額はかなりのものの上っていると。それは、今までの約束事の中で進められてきましたけれども、石狩開発株式会社そのものがみずからの体力を失って、まさに債務超過に近い状態にある現状の中で、負担する能力がなければ、当然、今までの約束は約束としていろいろな意味での負担協定の協議は今後しなければならない。

ですから、今、北海道が中心的に動いておりますけれども、北海道からそういったお話が来れば、我々もそういった協議はしなければならない。小樽市が負担をしますよということは次の段階ですから、我々としては、基本的には財政がひっ迫している中で新たな負担ということは考えられません。しかし、一方では、この地域の開発を進めるといふ立場からすれば、今後協議する、あるいは検討するということはしていかなければならない、そういうふうには考えています。

北野委員

だから、新港地域の全体の振興策は、事業そのものが行き詰まったから、振興策を立てると。従来の開発スキームのやり方、例えば金利とか諸経費を造成する土地に上乗せしてやる、こういうやり方はもう限界だということを含めてさまざまな振興策が出されているわけでしょう。

だから、私が言うのは、これを読ませていただきましたけれども、ほかは一般論で述べているけれども、今後速やかに自治体間の負担について協議とあるのですよ。急げと、自治体に対する負担は。こういうふうになっているから、あなたの話では、小樽市の財政状況はあれだから、負担はかなり厳しいという認識だというのはわかりましたけれども、事務レベルの段階からだめですよということを明確に述べるというふうにはならないのですか。

あなたが出ているのでしょ、事務担当者として。

企画部次長

さきほど項目のお話をしましたけれども、小樽市にかかわる部分では、例えば水道関係、あるいは除雪なども一部は石狩開発が負担している。こういったものが個別で出てまいります。我々も数字的には少し押さえながら今話を進めていますけれども、まだ、具体的に、北海道の担当部局の方から、これについての協議をしようということでテーブルには着いておりません。

ただ、予測できる部分では、私どもは、今まで石狩開発株式会社が負担をしている簡易水道事業とか石狩西部とか、そういったものについて今後協議が始まるのが予想されます。そういった中で、我々としては、さきほども申し上げましたけれども、小樽市の財政状況もじゅうぶん踏まえながら、一方では、この開発もやめるわけにはいきませんから、どういった方法がいいのか協議をしながら、小樽市としての態度と申しますか、考え方は整理をしていかなければならない、そんなふうに思っております。

北野委員

今、次長から答弁がありましたけれども、小樽市と石狩開発にかかわる負担の関係、これをちょっと表にして後で示してください。

それから、市長は、この振興方策の基本方向については、庁内に検討する場を設けて協議を続けるということなのですが、いつごろ結論は出るのですか。まだ先ですか。

企画部次長

実は、今日ご報告するというのもありまして、もう既に、関係部局で1回集まってペーパーを見ながら話し合いはしております。これから、それぞれの部局の中で細かい問題点を出示していただいて、企画部が窓口になりますので、我々もそれらをまとめて、そう遠くない時期には、まず一つは市の考え方を確立するというふうには考えております。いつまでも引き延ばすとか、考え方を先延ばすとか、そういうふうには考えてございません。

北野委員

それから、この問題の最後に、石狩開発なのですけれども、振興方策の基本方向のポイントは、石狩開発が再建できなかつたらだめなのですね。これは皆さんも承知していると思うのです。

ところが、さきほどの報告ではないけれども、大変厳しいわけですよ。土地を売って、そして経営を成り立たせる会社だから、土地が売れないわけだから、それをだれかに負担させて土地代を下げると、だれが負担するのかという問題。それから、リースするということですが、売却とリースは大きな違いが生まれてきますから、この間の資金繰りがどういうふうになるのかというのも心配なのです。

だから、言ってみれば、振興方策のポイントになっている石狩開発の経営をどう立て直すかということについては、小樽市も責任の一端を負っているのですよ、市長は取締役ですから。だから、小樽市としてどういうふうにしていくのか、見通しが無いなら、抜ければいいし、見通しがあるならどう見通しなのかというのは、ちゃんと議会の方に出していただかないと、6,800万円は現時点でももう紙くず同然なのですからね。市民の税金ですよ。今後さらに、道から強く言われたから足並みをそろえなければならないということで、応分の負担などというふうになったら大変ですからね。だから、この考えがまとまったら総務常任委員会に報告していただきたいということを約束してください。その点についてはよろしいですか。

企画部次長

当然、方向が決まればご報告をするというふうには考えますが、一つは、石狩開発そのものは大変厳しい状況にありますけれども、今、金融団と道庁が中心で協議をしているようです。この中で、やっぱり圧倒的に、600億という今抱えている債務をカットしない限りは、再生というのはなかなか難しいと思います。

ですから、一義的に土俵にのる前段で道と銀行団で協議が続くと。ですから、それがまず進まなければ、600億の部分を抱えながらの再生というのは基本的にはあり得ませんから、それが最大の課題になっているということをご理解いただきたいと思います。

北野委員

だから、その方向が決まったら総務委員会に報告してもらえるとということでいいですね。

企画部次長

はい。

北野委員

財政問題について

最後に、財政問題で若干聞いておきます。

今度の定例会でも財政の問題が大変厳しいということが議論されていますけれども、一つは、経常収支比率の推移、これは、小樽市の財政、あるいは、理事者から提出された決算カードを落として言っているのですが、私どもとしては、経常収支比率は、今回決算では99.8%になって、実際には身動きがとれない状況にあると。この最大の要因は何だというふうに見ていますか。

私は、公債費の増というのが非常に大きいというふうに思うのですが、財政の見解を求めたい。

(財政) 財政課長

経常収支比率が99.8という非常に高い数値となった要因ということでございますけれども、今、議員がご指摘のとおり、公債費で経常一般財源を3億ほど多く費やしてありますので、そのほか扶助費、人件費も増えてございます。

ただ、今回は、いわゆる経常一般財源そのものが約10億ほど減っておりますので、ほとんどが減っておりますので、その結果、大きく伸びたというか、悪化したという要因になっていると思います。

委員長

20分過ぎましたので、まとめて質問するようお願いします。

北野委員

この中に繰出金があるのですけれども、この繰出金の増も大変大きいというふうに思うのです。この繰出金の推移について説明してください。

(財政) 財政課長

経常収支比率を述べるときの繰出金につきましては、基本的には特会への繰出金が中心になります。ただ、築港とか中央通というのは普通会計に含まれておりますので、それ以外の繰出しになります。あと、企業会計の繰出しについては、補助費ということで整理されてございます。

手元にありますのは、平成元年からの数値でございますけれども、平成元年の繰出金につきましては、約8億3,000万、3.3%でありましたけれども、13年度決算では27億8,000万ということで、比率にしますと8.2%、約5%伸びている、そういう状況でございます。

北野委員

最後ですけれども、公債費の増、それから繰出金ですね。今説明がありましたけれども、この繰出金には病院とか下水道の分は一般分しか含んでいなくて、企業会計の分はあらかじめ除いているわけですね、ここに含まれていないですね、今の説明では。そうとったのですが、そういうふう理解していいのですか。

(財政) 財政課長

繰出金につきましては、企業会計の分については補助費ということで整理しておりますので、この中には含まれておりません。

北野委員

含まれていないですね。

そうすると、病院と下水道への繰出金はこれに含まれていないということになりますと、ここはいわゆる通常の

関係で出ていますけれども、小樽市全体の財政の実態としては、ここの数字で示されている以上に大変深刻だというふうに受け止めてよろしいですか。

(財 政) 財 政 課 長

繰出金につきましては、企業会計については補助費の方に含まれておりますけれども、補助費自体も4%から8.3%というふうにおんしております。そういう意味で、今、小樽市の財政悪化の要因としまして、非常に義務的経費の割合が高いということがございますけれども、確かに繰出金の増加というのは、財政悪化の大きな要因となってきています。

ただ、もう一つつけ加えますけれども、平成12年度から介護保険が開始されましたので、今までの扶助費の部分であったのが繰出金等に振りかわっている、そういう面もあります。

北野委員

これで終わります、あとは決算でやりますけれども、今日は時間がないから聞けません、公債費の中で、代表質問でも指摘した、10年間にわたって118億の事業を組んだ、いわゆる政府の景気浮揚策に対応した小樽市の経済対策です。これは、全額118億が起債ではないというふうには言えますけれども、多様な事業にわたると思うのです。これは、決算委員会までに、どの事業はどれくらい起債で賄ったのか、起債で充当したのか、これがわかるように準備をしていただきたいということだけお願いして、終わります。

委員 長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

横田委員

道教委と北教組間の確認書について

私の方から、教育委員会に何点が質問させていただきます。

今定例会も各会派から教育問題が出ましたので、それだけ関心が高いことかなと思います。

まず最初は、本庁・本部間、道教委と北教組の本部間でいろいろ結ばれております確認書類の関係でございます。

これにつきましては、道教委が3月に出しました本庁・本部間の確認書の是正に係る実施方針というもので、8月中に是正を行うという方針が示されておりました。精査すると、21件が明らかに法律等の趣旨を損ねる協定等々であるということで、それを8月に是正するというところでございましたが、これについてどういう実態になっておりますか、ご報告ください。

(学 教) 総 務 課 長

今、横田委員が言われました21件という部分なのですが、これは、道教委と北教組が12件で、それから、高教組との間が8件、その他1件ということで、それで21件というふうになります。

道教委のその意見につきましては、9月1日以降、一部は削除、それから修正と。そういう中で、一部修正して見解を述べるというような形で、その内容のものに、ものによりまして12項目なのですが、それがさらに細部にわたっておりまして、その内容によって取扱いが削除になったり、見解という形で確認された、そういう形で整理されてございます。

横田委員

3月の実施方針では、明らかに法令等の趣旨を損ねる項目を含んでいるうんぬんという中に、何項目かあるわけです。その中に、8月を期限として、全面破棄ですか、これを申し入れるというのが教頭任免に関する確認とか、あるいは組合主催の教研集会の参加についてうんぬんということがありますが、これは全面破棄されたのですね。今のお話ですと、削除、訂正というお話ですけれども、そうですか。

(学 教) 総 務 課 長

内容によりましてというのは、例えば、お話がありましたように教頭の任免とか、その選考だとか、そのものによりまして、それがさらに細部にわたっておりまして、その項目の中で、これで正しいというものの中にはあるわけです。その部分については全部が全部削除ではなく、その文言も修正して見解にとどめるとか、そういうことでこの部分の取扱いを示したという形になっております。

横田委員

私が道の方からいただいた資料では、北教組は12項目と言いましたが、そのうちの1項目目の教頭任免に関する確認、進路項目というのでしょうか、これは全部破棄ですね。それから、組合主催うんぬんというのも全部破棄、それから、合同教研の研修義務免関係のやつも全部破棄、それから、それ以降の勤務時間あるいは休暇に関するいろいろな確認書などがございしますが、これについては削除とか一部修正ということになってはいますが、そういうことでよろしいですか。

(学教)総務課長

今、横田委員が言われたように、教頭任免そのものと、それから教研集会の関係、それから全道教研の運営に関するもの、これらについては全面破棄という形になっております。それは、今、委員のおっしゃるとおりです。

横田委員

問題は、これがどういう形で市教委におりてきて、それを各校長あるいは学校教員におろすかということだと思いますが、これについてはどのようなスケジュールになっていますか。

教育長

8月31日までの措置というのは、道教委と北教組本部間での措置ということで、その後に、例えば小樽市支部と教育局の間というのがございます。この関係のものは12月いっぱい、そして、その後、教育委員会、あるいは学校、支会との関係が処理されるということで、やはり年度内いっばいで処理をしたいというのが道教委の考え方でございます。

横田委員

それはわかりました。

今おりてきた8月末で是正されて9月1日からのものの指導徹底というのは、本庁・本部間で破棄されたのだということの通達といたしますか、通知といたしましょうか、これについてはどうですか。

教育長

過日説明がございまして、この26日に臨時小中学校長会議を開き、私どもの方から指導について説明をし、理解を求め、そういう予定になっております。

横田委員

明日ですね。8月中に決まっていて、9月もしばらくたっていますので、こういう確認が破棄された、あるいは削除されたのだということを早急に現場に徹底しなければ何の意味もないのかなという気がいたしますので、明日ということですので、ひとつその辺はお願いいたします。

それから、年度内に向けて局と支部ですか、それから、それ以降というお話ですけれども、ちょっと時間がかかるなという気がします。

それで、今回行われた是正によって、これは本庁と本部間ですが、それを追認しているものがあると思うのです。これはどうなさるおつもりですか。

言っている意味はわかりますか。本庁・本部間のもので市教委で追認している部分があると思いますが、これはどうしますか。

(学教)総務課長

教育委員会と支部との間の追認関係でございますけれども、これにつきましては、今のところ、残っているのが

三つほどございます。追認しているのは三つです。

横田委員

どんな内容ですか。

(学教) 総務課長

教頭選考にかかわる面、それから少人数指導の面、それから初任研の取扱いの3点でございます。

横田委員

3点目をもう一回教えてください。

(学教) 総務課長

初任者研修にかかわるものです。

横田委員

こういったものも追認しているということで、親がなくなれば当然これも破棄していかなければならないと思うのですが、残っている三つについての方針はいかがなされるおつもりですか。

(学教) 総務課長

これにつきましては、本部・本庁間である程度考え方が示されまして、今後、局と支部が整理されていきます。それらと並行して、市教委ができる部分については、話をしていきたい、こういうふう考えております。

横田委員

それでは、今出された本庁・本部間に関係のないといいますが、市独自で支部と締結している確認書あるいは協定、これはどのくらいありますか。

(学教) 総務課長

これにつきましては4点ございます。これは、昭和58年の勤務にかかわる労働慣行、これは既に議会の場でもお話し合いがなされましていろいろ議論した経過があるものでございます。

横田委員

今のそれは1件ですね。あと3件あるのですね。

(学教) 総務課長

あとは、それに伴う覚書が1件ございます。この労働慣行の確認にかかわる覚書が1件でございます。あと、修学旅行の措置の関係です。あとは、小中学校の出席簿の扱い、この4点です。

横田委員

今の58年度の労働慣行に関するものは、私も議事録をひっくり返して見せていただきましたが、これは、今のお話ですと、生きているのですね。どうしてこれがまだあるのかなという気がしますが、当時、議会でも問題になったということですので、私も目を通しましたが、この確認書の中にはこういう文言があるのですね。

労働慣行は、もともと法令規則によらないものであると。慣行が法令規則に準拠しないと。要するに、法令違反していても、これは否定されるものでなくて、むしろ尊重されるものであるという内容の確認書なのですが、これがいまだに生きているというのは、議会で問題になった当時からどういう進展になっていて今まで残っているのか、ちょっと理解できないのですけれども、その辺はどうでしょうか。

(学教) 総務課長

今、横田委員がおっしゃられたように、その確認書につきましては、そういう誤解を招く文言があるということで、これが取り上げられまして、これは5月9日に確認されましたが、それによりまして、58年の第2回定例会の中で議論されまして、覚書という形で、誤解を招く表現である、そういうものがあるので、真意として、勤務条件については法令等によって定められている、そして、これに基づいて、円滑な学校運営を図るための地域の中で長年培われてきたものとしての慣行がありますということで。3番目に、慣行は、法令や社会情勢の変化によって変

える必要がある場合は、両者間の協議により改善されるものであるということで、誤解が生じた部分を整理したということで覚書が交わされております。

横田委員

その覚書も手元にありますが、我々素人というか、一般人が思うに、最初の確認書は、簡単に言えば、法令に違反しているけれども、労働慣行で昔からずってやっているからお互いにいいべやと、こういう内容ですね。それを覚書で、ちょっと言い方が悪いから、何といたしましょうか、誤解を招くおそれがあるので、この真意は次のとおりだという覚書を交わしたというもおかしな話です。この確認書をやめれば済むことだと思うのですが、廃止すればですね。

20年前に締結されたものがいまだにあるというのは、私はちょっと解せません。これからいろいろなことが出てくると思いますので、こうしたものを含めて、さきほど教育長がスケジュールをおっしゃっていましたので、こういうものも視野に入れてお考えなされた方がいいと思います、いかがでしょうか。

教育長

確認書については、8月31日までに、道教委と本部間で、これはやめますよ、これは法令に違反しているので削除します、これは一部訂正します、これは一部変更しますということがありました。そして、それは本庁・本部間のいわゆる交渉の中での確認についてのいろいろな問題について行われました。

しかし、それに付随して、道教委本体から通知とか、あるいはそういうものが出ているわけです。その通知を廃止しなければ全体的な廃止につながりませんので、それを3月までに実施したいというのが本庁の意思でございますので、我々ももう少し努力をするという姿勢をご理解いただきたい、そう思います。

横田委員

その通達のいろいろなたぐいもわかっています。だからといって、難しいことをやっていただかなければ一歩も進まないのかなと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それから、ちょっと戻りますが、今の58年のものは、何か勤務時間内の支部の年次大会への出席のことでこういう確認になったのかと思いますが、聞くところによりますと、10月に小樽市内で全道教研がやられるということで、これに関してもこれからいろいろ問題が出てくるかと思いますが、正規の手続をとって出られるように、ご指導のほどをお願いいたします。

さらに、市教委と小樽市支部間でしたが、もう一段ありますと、学校と、要するに校長と分会でのさまざまな確認事項があるやに聞いております。これらについて把握されておりましたら、まず、その件数をお答えください。

(学教) 総務課長

学校分といたしましては、全部で183件、当時、勤務の実態調査をしたときに、45校ございまして、その際には183件です。

横田委員

全校にあるわけですか、45校ですか。

(学教) 総務課長

これにつきましては全校にありまして、本部・本庁間の追認事項がそのうち154件となっております。

横田委員

代表的な例を二つ、三つ、どんな協定がされているのか、教えてください。

(学教) 総務課長

主なものとしては、勤務時間のことについて、割り振りとか、労働時間、勤務条件、これらについての学校長と教頭先生と分会との話ということで、確認そのものが、全部確認書を交わしているわけではなくて、口頭の回答、そういうものもございまして。

横田委員

ちょっと前後して申しわけないですが、本庁・本部間で削除になった中に、勤務時間の関係がいっぱいあるので。現行、休憩時間を前後に置いて休憩を後ろに置くというのも改めなさいというか、それを削除されているというふうには読みました。

今おっしゃったように、学校レベルでいろいろな勤務時間に関するものがあるようですが、この中で、やはり明らかに法令の趣旨を損ねるといいますが、そういうものもあると思いますし、把握されていると思います。それも順を追って、法令に反する、趣旨を損ねるものを残しておくというのもおかしな話ですので、その辺はまたこれからも推移を見守っていきますので、ぜひぜひご指導のほどをお願いいたします。

今回、本庁・本部間でこういったことがされたのを一つの機会としまして、これまでのものを見直し、あるいは、悪いものがあつたら訂正していただくというふうをお願いいたします。

長期休暇中の自宅研修について

次は、夏休みといいますが、長期休暇中の自宅研修について、これもいろいろ話題になりましたが、夏休み期間中、自宅研修をする場合は、当然のように研修計画を出してさせる、あるいは、終わってからの報告書ですか、どういった研修をしたのかというものを提出させるということなのかなと思います。

小樽市の今年の夏休みに関して、実態はいかがでございましたか。

(学教)総務課長

今年の夏季休業期間中における実態調査そのものは、現在まだ行っておりません。行っていない理由といたしまして、文部科学省が、この夏休みに入る前から、この調査をしますという意向を出してございまして、それらを受けまして、道教委がそういった調査をするという計画がありますので、それらと重複しないようにということで、市教委としてはやっていないわけでございます。

横田委員

結論は、これからやりますよということによろしいですか。独自にですか、道教委から来る内容でしょうか。

学校教育部長

実は、道教委と文部省の両方でこの夏休みの調査をする予定でございましたが、道教委の方は、同じものをするのであつたら文部科学省に準じた文部科学省のものということで先日報告を受けました。私どもの方も、市教委独自でやるというよりも、道のものに準じてそれを使わせていただく予定でございましたが、道も国のものということで、9月末までにしたいということでございましたけれども、文部科学省が遅れているようでございまして、何日もしないうちに恐らく道の方におりてきて、再度、私どもの方に来るのではないかなと予想されておりますので、その結果を小樽市のデータにしていきたいというふうを考えてございます。

教育長

夏休みの実態についての調査はこれから行われますけれども、5月にまとめどりがなくなったので、夏休みにおける勤務が変わりますよという通知が道教委からありました。それで、校長を集めて、こういうふうに変ったから指導しなさいということをお話しました。

その骨子は、もし自宅で研修をするのであれば、きちっと研修計画を出しなさい。しかし、研修計画を出して、研修報告を出すということは大変困難な問題なので、校長としては厳格な審査、厳格な指導をしなければいけませんよと。それよりも、むしろ教職員は夏休みにもっと年休をとった方がいいから、1年間に40日分があるのだから、その中の10日間でも年休をとるように指導することもあってもいいですよと。さらに、もし、年休もとらない、あるいは研修計画も出さないということであれば、学校に出校を命じて、学校で事務、あるいは授業のための教材研究、そういうようなことをしなさい、そういうふうにご指導しました。

休暇が終わってから、校長さん方にいろいろお話を聞きますと、今まで学校に出勤するような状況にはなかった

けれども、出勤する先生が大変多かった。「じゃ、その結果は、今度の調査の結果でわかりますね」と言ったら、「そこではっきりすると思います」と。研修計画をきちんと出して承認したという例はほとんどなかった、そういうふう聞いております。年休もかなりあったと。それらの実態がこの調査に出てくると思います。

横田委員

そうですね。私の家の近くにも小学校があるのですが、そう言われれば車が多かったのかなと。ひとつ、調査の結果も、当常任委員会なり、いずれかでお示しいただきたいと思います。

これはちょっと側聞したのですが、今言ったように夏休み中はこういう話になりまして、今言ったように出勤した先生方もおられるようです。当然、出勤すると出勤簿に印をつくのが我々が考えても当然かなと思うのですが、一部の学校では、出勤しても印を押さないと。これは、判を押すと自宅研修を認めないことになる、そういう教員がおられるということをお聞きしました。調査にそういう報告があるかどうかわかりませんが、そういう実態ももしわかればお知らせ願えればと思います。

勤務時間中の組合活動について

最後ですが、1定の当常任委員会だと思いますが、勤務時間中の組合活動によって道が処分を行いまして、処分といいますが、給与の返還命令を出しました。それで、1定でお聞きして、小樽の場合は何人が該当するのだと聞きますと、わからないということでございましたし、そうかなということで、2定でもたしか聞いたのではなかったでしょうか。それでもわからないということでした。

やはり、勤務時間中に正規の手続をとらないで組合活動に従事したということで、そういう処分があったわけですから、それについて指導されている市教育委員会が、何人にそういう処分が来て、返還命令が何人に来て、返還したのが何人ぐらいかということ、市教委はもちろん、我々も知りたいですし、それから、市民も知りたいというか、真剣に先生方があれしているか、そうでないのかということを知りたいなと思うのです。この数字はどうですか。名前を言えとはもちろん言っていませんから、何人に返還命令が出されて、給与を返した方がいるのか、いないのか、いるとすれば何人いるのか、教えてください。

(学教)総務課長

横田委員のご質問は給与の返還についてということだと思います。

給与の返還につきましては、道教委が責任を持ってやっているということで、市教委には余り正確な話は伝わってこないのです。今までも何回も聞いてきた結果、最近になってわかったことは、給与返還の対象となる方が88人に対して、個人ごとに納付書を出して給与の返還請求を行ったと、現在、全額納入されていると。

横田委員

納入されているんですね。

(学教)総務課長

おりますという返答をいただいています。

横田委員

88名に返還命令があって、全員が返還したということなのですね。そういうことはやっぱり知りたいですね。どうなのか、返していないのかな、返したのかということ。それは、最近わかったと言いますけれども、聞けばすぐ教えてくれたのではないですか。どうなのですか。

教育長

給与の支給は道教委本体がやっておりまして、そういう意味で、給与カットも道教委の給与課から各該当の先生に直接納付書を送付したということがありまして、しかも、プライバシーにかかわることなので、教育委員会といってもお知らせできませんというのが当初の姿勢でございまして、最近までわからなかった、そういう状況です。

横田委員

終わります。

委員長

それでは、自民党の質疑が終わりました。

短くて大変恐縮ですけれども、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時41分

再開 午後 3 時00分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党、斉藤（陽）委員。

斉藤（陽）委員

小樽国際ガラス工芸フェスティバルの作品群について

前回の定例会からの引き続きになりますけれども、小樽国際ガラス工芸フェスティバルの招待作家のデモンストラーション制作作品に関連して、質問させていただきます。

資料要求をさせていただきまして、詳細な調査をいただきました。ありがとうございました。

報告書を見せていただきまして、1枚目の最後の部分なのですが、6の後半の方で、まず、フェスティバルあるいはフェアの事務の所管について伺いたいと思います。

企画部から社会教育部への移管の経緯についてお知らせください。

（社教）社会教育課長

移管の経緯についてでございますが、平成2年、1990年から、このガラスフェスティバルは回を重ねてきているところでございます。道から補助金を導入しながら実施をしているところでございますけれども、財政が大変厳しくなってきた、また、一定程度の規模の財政負担ができなくなってきたこと、また、展覧会的催しとなってきたこと、さらには、ガラス工芸の普及などを通して、地域の文化、芸術の振興に力を入れていくことが今後は重要ではないかといった観点から、企画部から社会教育部に移管されたというふうに理解しております。

斉藤（陽）委員

そのような経緯を踏まえて、ここに書いてありますように、作品は社会教育部において管理をするということなのですが、このような現状の管理の在り方については、必要じゅうぶんといえますか、望ましい状態であるというふうにお考えですか。

（社教）社会教育課長

斉藤（陽）委員からご質疑がございまして、作品群の所在につきましては、今日お配りさせていただきました資料の中にございますように、整理をさせていただいたところでございます。

斉藤（陽）委員から、この管理はじゅうぶんであるかというご質問でございますけれども、一定程度の整理をさせていただいた中で現在はきちっと管理がなされている、このように考えております。

斉藤（陽）委員

開催されたフェスティバルは、さきほどもありましたように、道の補助金などもいただいているということで公的な性格があるわけです。本来、市の作品については市の所有とするべきであって、活用等についてはいろいろな機会に貸出しとか展示を行うということは考えられるとは思いますが、本来的には、この招待作家の制作作品という部分については市の所有ということが望ましいのではないかと考えますけれども、この点についてはいかがですか。

（社教）社会教育課長

作品群の所有につきましては、正直なところ、はっきりしないまま今日に至っているという状況は確かにございます。このままの状態が続くということになれば、せっかく整理した作品群もわからなくなるようなおそれが出てくると思いますので、やはり私どもは、ここの市の所管として整理して管理するのが一番望ましい姿ではないか、このように考えております。

斉藤（陽）委員

そこで、今はっきりわからないということだったのですが、現状での作品の帰属については、どこに帰属するということになりますか。

（社教）社会教育課長

それは、当時の実行委員会に帰属するのではなかろうか、このように考えています。

斉藤（陽）委員

当時の実行委員会ということなのですが、当時ということは、今、資料要求させていただいた最後のページに小樽国際ガラス工芸フェスティバル実行委員会という名簿がついていますけれども、この資料を出していただいた第7回の実行委員会に帰属するということでよろしいでしょうか。

また、この資料には年度等が書かれていないのですけれども、平成8年の第7回の実行委員会の名簿ということではよろしいですか。

（社教）社会教育課長

資料として提出させていただきました第7回目といいますか、平成8年の当時の実行委員会という形で考えております。

斉藤（陽）委員

そうしますと、この問題に関しては、実行委員会という存在というのが非常に大きいポイントになると思うのですが、実行委員会についてお伺いをしたいと思います。

グラスフェスティバルそのもの自体は、第1回、第2回、第3回と、この招待作家というのは1回、2回、3回に来ているわけですが、4回以降とは、グラスフェアと名前も変わったのですけれども、内容的に、また、実行委員会のメンバーもかなりかわっていると思います。ここに第1回のときの実行委員会の名簿があるのですけれども、道立近代美術館、あるいはNHK小樽放送局、小樽支局、あるいはNHK札幌放送局の放送部長さんとか、そういった方々がこの第1回にはかかわって実行委員会に名を連ねておられるわけですが、これと第4回以降では、実行委員会のメンバーがかなりかわっています。

ですから、この1回、2回、3回で制作された招待作家の作品の所有権といいますか、それがずっとそのまま各回の実行委員会に引き継がれていって、第7回の実行委員会まで引き継がれたのだというふうに考えること自体にかなり無理があるのではないかという気がするのですが、この点についてはいかがですか。

（社教）社会教育課長

当時は、実行委員会のメンバーがかわりながらも実行委員会は開催をしてきておりまして、事業も継続はしてきておりますので、私どもは作品の帰属というのは引き継がれていっているのではなかろうかというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

私としては、ここに若干の疑問なしとはしないのですけれども、それでは、第7回の実行委員会の名簿を資料でいただいておりますが、従前の市教育委員会の認識としては、この招待作家の作品というのは、現時点でも、最後の実行委員会といいますか、この名簿を出していただいた実行委員会に帰属するというふうに言われていたわけです。今日のご説明では、現在は、この実行委員会は解散したわけではないけれども、実態にはないと、その当時は実行委員会の所有だったというような説明に聞こえたのですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

(社教)社会教育課長

現在、実行委員会というのは、開かれておりませんし、活動もしておりませんので、実行委員会としては実態そのものはないのかなというぐあいに理解しております。

斉藤(陽)委員

そうしますと、当時の実行委員会は所有者であったけれども、現在は、実行委員会がないので、現在の所有者はいない、あるいはわからないということになるわけですか。

(社教)社会教育課長

現在の作品の所有者ということでございますが、私どもが考える上では、この資料に掲出させていただいた平成8年度の実行委員会にあるのではなかろうかというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

今、現在の所有者はいないということではなくて、平成8年当時の第7回の委員会が今現在も所有者だということですか。

(社教)社会教育課長

現在の作品の所有者ということでございますが、これもさきほどお答えいたしましたけれども、実行委員会というような実態がないという中で、今の所有者はだれかということについては、これはちょっと私どもも。

委員長

きちっと整理して答えてくださいね。

斉藤(陽)委員

さきほど帰属について伺ったのですが、現状での作品の帰属についてはどこに帰属するのですかということでお伺いしたのです。そのときは、当時の、当時のというのは平成8年の第7回の実行委員会に帰属しているというふうに答弁いただいたと思うのですが、それでよろしいですか。

(社教)社会教育課長

大変申しわけございません。斉藤(陽)委員のおっしゃるとおりです。

斉藤(陽)委員

所有者の問題なのですけれども、もう少し具体的に伺いたいと思います。

この資料によりますと、当時の第7回の実行委員長は新谷前市長ですけれども、新谷前市長は、小樽市長という立場で実行委員長になられたのだというふうに考えられるのです。現在、小樽市長という職務は山田現市長に引き継がれているということで、この実行委員長という役目も山田市長に引き継がれているというふうに考えるのか、あるいは、あくまでも当時の新谷前市長が現在も当事者というふうに考えるべきなのか、この点についてはいかがでしょうか。

教育長

このガラス工芸フェスティバルですが、第1回が平成2年、第3回が平成4年と、私がこの小樽に来ましたのは平成4年10月18日ですから、第3回のフェスティバルが9月23日に終わっておりますので、この回には参加しておりません。その後、平成7年までにわたりまして、ガラス工芸の作品51点のうち、1点が破損をいたしまして、50点が平成9年まで企画部で保管しております。その時点で、社会教育部に移管されましたけれども、それはガラススタジオと消防の倉庫に入っているということで、実際には管理というのはほとんど行われておりませんでした。それで、第7回、第8回でしょうか、グラスフェアということになっておりまして、グラスフェアの実行委員会の中で、この事業はもうこれ以上続けることが難しいので。北海道全体への広がりを考えて、今回で実行委員会はやめようという話が出まして、その後、開かれておりません。

それで、新谷市長がもう退任されましたし、山田市長は、そのとき市の部長としてこの実行委員会に参加してお

りましたけれども、現在、実行委員会の実態はございません。現在、作品は、小樽市の教育委員会で保管しておりますけれども、これから所属を一体どういうふうにするのか、その作品をどう生かすかは今後の課題でございます、実態的にはそういうことであると考えております。

斉藤（陽）委員

おおよそ、まさに経緯としてはそのとおりなのですが、手続論といいますか、いろいろきちっとしなければならぬ部分もあると思いますので、もう何点が伺いたいのです。

今、市長が実行委員長という部分で伺ったのですが、同様に、この第7回の名簿に掲載されている個人、団体について、現在とその当時と内容的にかなり変わったところもあるのではないかとと思うのですが、変わったところはどのくらいございますか。

（社教）社会教育課長

実行委員会の変わりようということでございますけれども、平成2年度には、まず、実行委員会の人数が36名ですが、それが、平成8年度になりますと24名という形になります。また、大きな違いは、道立美術館の職員が入っていたことやNHKの方が特別に実行委員会に入っていたというようなことが特徴というか、違っているところでございます。

斉藤（陽）委員

それぞれいろいろと変わった部分があると思うのですが、今お答えいただいたのは、初期のころと7回との違いというふうに聞こえたのですが、この7回のとときと現在との違いを聞いたのですが、

（社教）社会教育課長

現在の実行委員会ということでございますけれども、これは、平成8年度の第7回ガラスフェアが終了した段階で実行委員会は始まっておりませんので、8年度のそのもの名前が残っているという形になります。

斉藤（陽）委員

それはわかるのです。今現在、実行委員会があるかないかというわけではなくて、実態的に、その当時、この実行委員会に名を連ねていらっしゃる方でも、役職が変わられたり、あるいは会社が変わったりという形で、今現在違う方にかわっていたりとか、当然市長もかわっているわけですが、いろいろな会社についても変わっている方があり、会社自体が合併したりとか移転したりとかそういったこともあるでしょうし、この第7回の時点から現在までで名簿がかなり変わっているのではないですかということをお聞きしたのです。

（社教）社会教育課長

第7回の名簿からいくと、現在では大幅に変わっています。

斉藤（陽）委員

それで、それぞれ変わった部分について、現在と、それから当時の権限ないし地位を引き継いで今現在おられる方をいろいろ特定していくような作業というのは可能かどうかと。さらに、その方を、今現在、現時点で当事者と考えるのか、それとも、あくまでも第7回当時にかかわった方を当事者というふうにとらえるのか、どのような判断をされますか。

（社教）社会教育課長

当時の実行委員会の方ではなからうかと思えます。

斉藤（陽）委員

そうしますと、本来的には、所有権といいますか、市の所有に帰するのが望ましいというお立場のご答弁をさきほどいただいたのですが、今現時点から招待作家の作品を市の所有ということに、あるいは市の管理に移すということに当たって、どのような手続とか方法が考えられるか。その場合、今いろいろ伺いました当事者能力という点はどのように整理されるお考えかということをお聞きしたいと思えます。

(社教)社会教育課長

さきほど市の所有ということでお答えいたしましたけれども、市の所有ということになるのであれば、当時の実行委員会の皆さん方の了解を得なければならないというぐあいに考えております。

そういった中で、持ち回りといいますか、そういった形で、それぞれ委員の了解を得ながら市の所有の手続をとっていくのかなというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

ということは、今ご答弁いただいたのですけれども、平成7年当時に名を連ねていらっしゃるこの実行委員会のメンバーの方に、現時点でいろいろなご案内あるいは連絡をとってご了解をいただいて市の所有にするということになりますか。

(社教)社会教育課長

そういうぐあいにしたいというふうに考えます。

教育長

この実行委員会のメンバーですけれども、市のその当時の部長職の方がずっと名を連ねておりますが、既に退職された方が半数以上おられますし、市長は当然退任されて、かわっております。

ただ、このガラスフェアあるいはガラス工芸フェスティバル実行委員会の中で中心なお仕事をされた浅原千代治さんがグラススタジオイン小樽代表取締役でおられますし、作品の大部分はこのグラススタジオに保管されている状況がございますので、当時のガラスフェスティバルの小委員会といいますか、本当に強力な実行委員会の委員でありました浅原さんにご相談申し上げて、小樽市の所有としてこういうふうに保存し、そして、展示について努力したいということでご了解を得たい、そう考えております。

斉藤(陽)委員

全員にということではなくて、ある特定の何名かの方にという意味でよろしいですか。

教育長

教育委員会で、今、保管責任をとっておりますので、教育委員会が主導的な立場に立って、当時のフェスティバルの中心的な役割を担っていた方々にご相談してご了解を得たい、そう考えております。

斉藤(陽)委員

このような手続というのは、法的に見て、法律的にかなり困難な部分があっても現実的にやらなければならないということだと思っておりますが、法的な妥当性というところではどうでしょうか。法律に詳しい方はいかがでしょうか。

(総務)総務課長

私は、担当ではないものですから詳しい事情はわかりません。今の話を聞いていまして、実行委員会が二つあったという話も初めて気がついたのです。初めは、ガラス工芸フェスティバルだったのですか。それから、後がガラスフェアで、実行委員会が二つあったのですね。これを同一と見るか、別々と見るか、まず、それがあってはならないかということです。それぞれその時代に作家から作品の寄贈があったとすれば、その帰属はそれぞれの実行委員会にあったのではないかと思うのです。ですから、会社の名義がAからBに変わった、全く同じものですよというのとは違うのではないかという気がするのです。構成員も違っているだろうと思いますので、フェスティバルの実行委員会とフェアの実行委員会は別々ではないかというふうに思います。

そのときに、フェスティバル実行委員会に寄贈されたものについてはフェスティバル実行委員会に、フェア実行委員会のときに寄贈されたものはフェア実行委員会に、それぞれ帰属したというふうに思います。ところが、二つとも今現在なくなっているわけですから、自然人で言うと、物をもらった人が亡くなったような状態になっているのではないかというふうに思います。

それで、今は物はあるが管理者がいて管理をしている。けれども、所有者がはっきりしないといいますが、これはないというふうに言ってしまうと後の法律的な話が言いにくくなってしまふものですから難しいのですけれども、そもそも実行委員会は、いわゆる権利能力なき社団というか、人の集合体といいますが、そういったものです。ですから、各個人に帰属しているわけではなくて、抽象的な社団といいますが、権利能力なき社団に帰属したものだ。その社団が今なくなっているという状況ですから、これを法的に解決しようとするれば、やはり、社団を構成していた当時の構成員で、多数の方に集まっていただいて、その意見でさかのぼってといいますが、もう一度委員会があった時代にさかのぼった形で、フェスティバルならフェスティバルの構成員で、恐らく過半数以上が集まれば総会的なことは成り立つのだと思いますから、そこで意思を決定してもらって、実行委員会から小樽市に寄贈するという手続をとることになるのではないかというふうに思います。

斉藤（陽）委員

理論的には非常によくわかりました。ということは、個々の実行委員会に帰属するというのであれば、第1回のときに制作したものは第1回の実行委員会に帰属する、第2回のときに制作したものは第2回の実行委員会に帰属する、第3回は第3回の実行委員会に帰属するというふうになってしまうのではないですか。

（総務）総務課長

そういう意味ではなくて、権利能力なき社団であっても、1回から3回まではフェスティバル実行委員会、これは一緒の実行委員会です。ただ、構成員が変わっているだけですけれども、社団としては一緒ですから、その3年の間に寄贈されたものはフェスティバルの実行委員会と。それから、フェア実行委員会というのは別物だと思いますので、そのときには、メンバーがかわっていても法人そのものは変わっていない。要するに、会社で言えば、会社の取締役や何かがかわっても会社の法人は変わらないのと同じように、権利能力がない社団ではありますが、法人と同じような形で考えます。だから、1回目、2回目と分けるのではなくて、フェスティバル実行委員会があった期間はフェスティバルに帰属し、フェア実行委員会の期間はフェア実行委員会に帰属します。

教育長

3回までの期間の出品作家ですけれども、第1回は6人ありますが、国内招待作家が3人、外国から3人、第2回は、外国から2人、第3回は外国から3人です。そして、制作は小樽市で行われておりまして、このフェスティバルのいわゆるデモンストレーションとして行われました。ですから、作品名はそれぞれ題が全くございません。デモンストレーションの作品として実行委員会に寄託されたということです。作家の名前はわかりませんが、作品の名前はついていないというデモンストレーション用の作品であったということをお知らせしておきます。

斉藤（陽）委員

今の総務課長のご答弁から考えますと、1回から3回までいわゆる招待作家を招待して制作を行った実行委員会は一応一体のものとして考える、それ以後の4回以降7回までの実行委員会とは性格的に区別しなければならないというふうなご答弁だったのです。さきほどの社会教育課長のご答弁からは、第7回の実行委員会に帰属するというで伺ったのですが、この点はいかがですか。

（総務）総務課長

さきほど私はこの中身をよくわからないで答弁しておりますので、私が、さきほど来、第1回から第3回まではガラス工芸フェスティバル実行委員会、それから、第4回から第7回まではフェア実行委員会ということで、これが別々の実行委員会だということを前提にした場合ということで答弁しておりますので、もしその前提が違えば教育委員会の答弁と違ったことになるかもしれません。

斉藤（陽）委員

もう一度、社会教育部の方に伺いたいと思うのですが、フェスティバルとフェアの実行委員会の継続性についてはどのような判断をお持ちですか。

社会教育部長

実行委員会につきましては、私どもは、第1回から第7回まで名称は変わっておりませんで、ガラス工芸フェスティバル実行委員会、こういうふうに理解をしておりました。ただ、フェアの名前が、さきほど言いましたように、後でガラスフェアといった名称に変わりましたが、実行委員会としての名称は、私どもは1回から7回まで変わっておりません。それから、寄贈された招待作家の作品は、3回以降は作品はきちんと実行委員会に引き継がれている、こういうふうに理解しております。それで、さきほど課長の方から、やはりこれから話し合いをしていく場合は、最終の第7回実行委員会の委員の方と協議していく、こういったことでお答えしていたと思います。

斉藤（陽）委員

ということは、さきほどの総務課長のご答弁とも別に矛盾しないで、要は、実行委員会としては1回から7回までずっと継続して引き継がれていると。そして、最終的に作品の帰属はその時点でこの第7回の実行委員会に帰属していたのだということは間違いないですね。

（社教）社会教育課長

今の点につきましては、斉藤（陽）委員がおっしゃったとおりです。

斉藤（陽）委員

それを確認しまして、さきほどのような手続をとるということになると思うのですが、もう一点、念のために伺っておきたいのです。

そのようないろいろな手続をこれから踏んでいかなければならないと思うのですが、今はこういうことはないと思うのですが、将来的に、万が一、本来の制作者本人が所有権を主張するというようなことも考えられなくはない。その場合に、法的な対抗力のある証拠といえますか、書面とか契約書とか、そういったものは市では押さえておられるのですか。

（社教）社会教育課長

制作者の所有権についてそういう訴えがないようなことを私どもは願っていますけれども、万が一、そういうことがありましたら、お話をしてみたいと思っています。

斉藤（陽）委員

そのフェスティバルのいろいろな契約とか規則とか、招待作家を招待するときの交渉事がございますね。そういったときに、作品の帰属については実行委員会に寄託するなり寄附するなりと、そういった申合わせというか、約束はなかったのですか。

社会教育部長

作品を制作する段階で、文書ではなく、口頭でありますけれども、一応、実行委員会の所属といいますか、所有ということにするということで、そういった話し合いはあったというふうには伺っております。

斉藤（陽）委員

そうしますと、さきほどいろいろ説明いただいた作業といいますか、この第7回の実行委員会の主な方々にいろいろご連絡をして、ご了解をいただいて、一連の作業を進めるということになるわけですが、その期間といえますか、時期的なめどはいつごろまでに行けるといえるというふうにお考えでしょうか。

（社教）社会教育課長

めどということがございますけれども、できるだけこの作業は急いでいきたいと思っています。

斉藤（陽）委員

できるだけ急いでということですが、これはいつまでかかってもいいということにはならないと思うのですよ。もう今の時点で制作当時から10年が経過しているわけですから、相当に決意を持って取り組んでいただいて、早期に解決していただきたいという思いがあるのですが、時期的なめどはいかがでしょうか。

(社教)社会教育課長

確かに、その問題は、斉藤(陽)委員がおっしゃるようになかなか整理のつかないまま経過しておりますけれども、私も、斉藤(陽)委員がおっしゃるとおり、委員会が終了いたしましたら、直ちに手続を進めたいと思っております。

斉藤(陽)委員

始まりはわかるのですが、終わる方のめどを伺っているのです。

社会教育部長

やはり、相手があることですので、さきほど課長からお答えしておりますように、基本的には、私どもは一日も早くそういった解決に努めたい、このように考えてございます。

ただ、やはり相手のあることなので、今いつということは言えませんが、議会が終わりましたら、すぐ話し合いには行っていきたい、このように考えております。

斉藤(陽)委員

最後に、このようないろいろ複雑な結果になってしまったわけですが、これを総括的な反省として、日常的に、行政とこういういろいろなガラス作家の方、あるいは工房との接触あるいは協議、そういった場が基本的に不足していたのではないかと。10年前の当時、それから後に数年間続いていたわけですが、その当時は比較的密に連携がとれていたものが、非常に不案内になってしまったといいますか、連携がなくなってしまったということが根本的な原因ではないかという気がするのです。

今後、そういった作家の方あるいは工房等と、定期的に、あるいは不定期にでもそのような機会を積極的に設けるといった必要があるのではないかと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

社会教育部長

確かに、本来であれば、こういった実行委員会で活動の停止状態になる前に、こういった問題については結論を出すことが適切なことであったというふうに考えてございます。ただ、現状では、今ご指摘にございましたように、作品を市の所有にするに当たって、やはりガラス工芸関係者との話し合いが必要となりますので、じゅうぶんな話し合い、協議をしたいと思いますか、正式にしていきたいと思っております。

その際に、今ご提起がありましたような問題につきましても、じゅうぶんに意見交換をしながら進めていきたい、このように考えてございます。

斉藤(陽)委員

終わります。

委員長

斉藤(陽)委員の質疑を終結し、民主党・市民連合。

佐々木(勝)委員

公立高等学校適正配置計画について

4点ほど伺います。

1点目は、一般質問で小樽の高校の現状について質問しましたが、直近に控えている平成15年度公立高等学校適正配置計画案についてお伺いいたします。

ここまでの経過等についての部分に触れるわけですが、振り返ってみれば、ここ何年か連続して高校の間口が削減されてきて、それに対して市を含めての対応というのを聞かせていただきました。そこから、過日、平成15年度の計画案が発表されました。案ということでありましたけれども、平成元年から14年度までの経過についてはわかりました。

そこで、今出されている平成15年度の案にかかわる経過と、それへの市の対応、この部分に絞ってお聞きます。

(学教)学務課長

平成15年度の適正配置計画案は、9月3日に道教委から交付されております。それを中心といたしまして、これまでの経過、あるいは、市教委の取組等について申し上げます。

経過といたしましては、7月23日に、道教委主催ですが、後志管内での地域別検討協議会というものが開催されております。その中で、北海道教育委員会から、来春の卒業生数の減少、あるいは、後志管内の受験生の進路動向等を勘案し、第1学区については、来年度、3間口程度の高校間口の削減を検討しているという考え方が示されたところであります。

市教委といたしましては、市内でも135名という大幅な生徒減があると、そういった実態も踏まえながら、市長部局、市議会と協議を行い、また、市内の教育関係団体とも連携しながら、8月20日に道教委に対して陳情を行っております。この陳情は、小樽市長、小樽市議会議長、教育委員会委員長の三者で陳情書を道教委に提出し、また、その後、知事部局や道議会の各関係会派等への要請行動に取り組んできた経過がございます。

小樽市がこれまで申し述べてきた内容というのは、今年の春の入試倍率、あるいは、小樽市外からの入学者の状況、あるいは受験生の来春での進路動向、そういったものを訴えながら、間口確保を要望してきたところであります。

佐々木(勝)委員

経過等についての概要というか、細かいことはわかりました。

そこで、基本になっている言葉の部分なのだけれども、公立高等学校の間口確保、間口確保という表現を使っています。我々もそうですが、削減と間口確保との関係なのだけれども、流れからすれば、予想としては2間口ないし3間口が削減されるというような動きだけれども、結果としては、案だけれども、内容は後でまた聞きますが、案の段階で、ここで我々も含めて認識できる案は間口が確保された、こういうふうには受け止めるのか、削減されたというふうには受け止めるのか、その辺を含めて、考え方、その辺をお聞きます。

(学教)学務課長

さきほど申し上げました陳情等の中では、現状の小樽市内にある公立高校の間口を確保していただきたいということでの陳情であります。示された計画案の中では、後志第1学区は2間口、小樽市内では工業高校が学科転換ということでちょっと形は違いますけれども、結果的には1間口の削減という内容になっておりますので、現状の案の押さえとしては市内1間口の削減案ということで押さえしております。

佐々木(勝)委員

だから、響きなのです。後でまた聞きますけれども、結果としては、間口確保という表現と、これまでとられてきた間口削減が、今年のいわゆる生徒数の減少による削減、こういうふうには自分は受け止める部分が多いけれども、計画案に対するいわゆる内容と受け止めについて。

(学教)学務課長

15年度の計画案の内容ということですが、一つは、全道51学区ありますけれども、今回の案では、27学区で27間口の削減、生徒減少数との関係での削減率では54.3%という数字になっております。

ちなみに、平成14年度の計画と比較しますと、間口数あるいは削減率とも、昨年よりも下回っている数字の実態になっております。

あと、幾つの特徴があるかと思うのですが、27間口のうち、札幌圏、札幌を中心とする石狩学区を除きますと、それ以外で削減されている学区については、いわゆる中核都市といいますが、後志であれば小樽、上川であれば旭川、渡島であれば函館というふうには中核都市が所在する第1学区での学級減が集中しているというような印象を持っております。

次には、小樽市を含めました第1学区の関係です。さきほどもちょっと言いましたが、第1学区管内では、生徒数183名の減少という大変大きな数字だったわけですけれども、案としては2間口、全道との比較から見ると比較的小幅なものになっているのかなというふうには思っております。

佐々木(勝)委員

小幅な動きということ言うと、最初に言いましたように、間口確保というか、必要な間口確保はされたという受け止め方なのか、小幅な動きで済んだ、こういうふうに受け止めているのかということなのですよ。

(学教)学務課長

間違いなく1間口の削減はなっております。これは、案の中で、案としては示されています。それは繰り返しになりますけれども、例えば、幾つか例を挙げますと、今回の削減案ですか、適正配置計画案で3間口、一つの学校で3間口削減されているところがあるのですが、そういったところで後志第1学区の183名という減少数を見れば、140とか150とか、少ないところでも3間口というところもございますので、そういった比較で小幅な削減だったのかなというふうを考えております。

佐々木(勝)委員

それで、案という形で今出されて動いていると思うのですけれども、受け止めは、来春迎える子どもたちが当面する問題ですから、よく出てくる言葉の中には3年後ということでは遅いのだというようなことで、来年どうするのだという問題があるわけだから、結論からすれば、間口は確保されたのではなくて削減されたという認識に立ちたいと思います。

それで、案の状態ですから、正式に決定という形ではないのだろうと思うのだけれども、今後、この受け止めに対して、委員会というか、取組はどういうふうにしていくのですか。

(学教)学務課長

今後ということを含めまして、9月3日の計画案の発表以降ということでも申し上げたいと思います。

委員の方からもございましたが、今回の対象となっているのは、工業高校の土木科と建築科という二つのところが学科転換によって建設科に移行すると、そういった内容であります。

ただ、今年の春の受験の状況を見ましても、両科とも、たしか1.3倍と1.6倍と、倍率は平均的などころよりも若干高い状況でございますし、既に今年の6月から各中学校では来春の高校受験の進路指導も始まっております。

そういったことも踏まえまして、実は今月12日に削減対象学区を中心に2回目の道教委主催の地域別検討協議会が開催されておまして、これには、市長も出席し、繰返しになりますけれども、これまで現状での小樽市の実態等を申し上げて、計画案の再検討を道教委に求めたところであります。

また、これは、つい先週になりますけれども、工業高校とも一定の連携をとっておりますが、工業高校のPTAなり同窓会の代表者の方々が道教委の方に赴くという場面がございましたので、教育長も同行しながら地元の意見を申し上げてきたところであります。

佐々木(勝)委員

予想とすれば、そうすると、案の確定というのは10月のいつごろになるのですか。

教育長

現在、道議会開会中ですが、閉会が10月10日に予定されておまして、その当日に計画案の案の字が消える、そういうふう聞いております。

佐々木(勝)委員

受け止めはいろいろではなくて、共通認識に立てるのだというふうには思います。10日前後であれば、この議会在終わるのが27日ですから、議会意思として、いわゆる形をつくるということも必要かなというふうには思っているのですけれども、その一つに、教育長は一般質問の答弁の中でこういうふうには答えているのです。基本指針と見通し

によると平成16年度から大幅な削減がなされそうだと。ですから、その前に、14年、15年、16年、この間に後志全体の高等学校の在り方について、いわゆる検討する機会を設けなければならない、こういうふうな教育長の考え方が出ています。例えばとして、今置かれている小樽の水産高校が一つ、これは拠点校だと。それから、工業高校は、後志第1、第2、第3で含めて1校、商業高校は3校、そして、私立高校あり、普通科高校ありということであるありますが、間口は相対的に小さくなってきておりますと。そして、例えば、郡部の学校は1学年に園芸科と普通科一つといったような方法の出現も予想されるような状況にありますと。こうなっておりますので、早急にそういう検討機関をつくってほしいということは、市長も含めて向かったと。こういうことで、道教委も、受け止め方は早急に立ち上げていくという段階にある、こういうことで答弁をもらったのです。

この意味は、今、いわゆる高校配置の計画案の方針と見通しの関係、この分については少し見直しを図ってほしい、考えてもらいたい、こういうような考え方で受け止めていいのか、その辺はどうですか。

教育長

一つは、現在の計画案の撤回といえますか、再検討をお願いしておりますので、その再検討に、市長のそういう提案がいわゆる実質的な結果をもたらせばいいなということが一つございます。

それから、指針と見通しでは、平成16年から、確かに高等学校のいわゆる地域における再編成ということが予想されますので、それまでに道教委のいわゆる少人数学級のモデル事業が終了されます。そうすると、いわゆる少人数学級が視野に入ってきますと、学級編制の規模も変わってきますので、そういう時点で後志第1、第2、第3の高等学校のどういうふうな将来性が予定されたいのかと、そういう問題で論議することは非常に大切な時期であろうと。そういう意味を含めて、市長に提案いただいたということでございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、実情を踏まえた中での見直しを含めての考え方というか、こういうふうに受け止めます。

それでは、次に行きます。

行政改革実施計画の進捗状況について

今回、行政改革実施計画の進捗状況の報告を受けました。それで、こういうふうな受け止めてよろしいでしょうか。

正確に言うと、この表からすると、実施済みのものが3件、それから、複数のうち一部を実施したものという三角の表示なるものが31件、検討中のものが15件と、件数で言うところのこういうふうになると思うのですけれども、それでいいですか。

(総務)田中主幹

項目的にはそのとおりでございます。

佐々木(勝)委員

それでは、先に聞きますが、この中で検討中のものが46のうち15件あるということです。検討中ですから、いろいろな意味での検討中があると思います。それぞれ細かい部分について、15件全部言えば時間的な問題はありますけれども、特徴的といいますか、検討中のもので大漠と言ってしまおうとわからないので、ちょっと中身を整理をした形で話してください。

(総務)田中主幹

各部にまたがる部分もありますけれども、概括的に簡単にお話をいたします。

まず、2番目の小中学校の余裕教室の有効活用ですけれども、これは、現在、各部で協議を行っておりますが、今後、庁内検討委員会等を設置して検討していきたいと思っております。

次に、4番目ですが、放課後児童健全育成事業の一元化、これは、窓口としては社会教育部の一元化というのが行われておりますけれども、今現在、放課後児童クラブ庁内連絡会議というのが、今後の一元化に向けて現在検討

しています。

10番目の国際交流事業の見直し、これは、各団体と協議しておりますけれども、受皿となる体制がなかなか難しい状況で、当面、引き続き協議を続けております。

14番目の消防出張所の適正配置、これは、議会の方で質問等がございましたけれども、現在、消防本部で検討しております。

次に参りまして、給与制度で、薬剤師の初任給等基準、これは年度内に実施ができるかなというふうに思っております。

次に、特殊勤務手当の見直し、これは実施に向けて今現在検討しております。

次に、21番、職員提言制度の有効活用、これは、現在、職員提案制度がございますけれども、13年度では実施はございませんでした。ただ、今後は、財政健全化も含めて、職員提言というのも広く扱っていきたいなとは考えております。

次に、25番の人事評価システムの検討、これは国の公務員制度の改革が今現在検討されておりますけれども、その推移等を見守りながら検討していかなければならないかなというふうに考えております。

次の26、27の人材育成基本方針の策定と実習・研修制度、これは、いずれも人材育成と職員の資質向上を目的としておりますけれども、この具体策については、今現在、もうちょっと検討を要するところがあるというふうに思っております。

28番目の専門的知識を有する人材の中途採用、これは、ケース・バイ・ケースで、今後、採用関係では出てくる場合もあるのかなというふうに思っております。

次に、29番目、地域情報化計画の策定でございますけれども、これは、14年度に地域情報化計画策定懇話会が設置されておりますので、年度内で計画の策定に向けて作業を進めております。

次に、34番目、行政不服審査を行う機関の設置でございますが、今年度の4月に市長の補助機関として行政不服審査会というものを設置してございます。

次に、要綱、要領等の条例、規則化の検討でございますが、これは、要綱、要領等は多数ありますけれども、それぞれ原課で他都市の状況や動向等を参考にしながら検討を続けている状況でございます。

次に、41番目の港湾引き船の問題ですが、これは、議会等で議論のとおり、今、15年度の実施に向けて協議を進めております。以上です。

佐々木（勝）委員

それで、特に気になる点が二つあるのです。

一つは、2項目目の小中学校の余裕教室の有効活用と、15番目の小中学校の適正配置に関するところなのです。ちょっと言葉を大事にしたいなというふうに思っていて、ここの部分について、さきの報告ですと、小中学校の余裕教室の有効活用は具体的にどういうふうに行っているのかという内容でちょっと聞きたいのです。

今までは空き教室という言葉を使っていましたが、それはなくなって余裕教室という言葉に変わって、学校教育で言いますから、それはしょうがないですね。それが余裕教室という形になって、これの作業は、さっき庁内検討委員会と言いましたか、検討委員会を立ち上げて検討していると。こういうふうに聞いたら、ここはもう少し具体的な部分になっていくのかなというのが一つですね。

それから、もう少し進めると、小中学校適正配置計画に関する部分も、後で石山の問題を聞きますけれども、ここの取扱いですね。たしか庁内に検討委員会というのを立ち上げたというふうに思うのです。これからの作業等については、検討委員会というのは両方にまたがって、適正配置の方も、それから余裕教室の方も同じ扱いで進めている内容なのか、ここのところをちょっと聞かせてください。

（総務）田中主幹

1点目ですが、余裕教室の部分ですけれども、まだ、庁内の検討委員会の立ち上げまでには至っていないのです。その前段で、各部と協議しておりまして、どのような要望があるかという調査も一応行っているのですけれども、これにはちょっとお話がありました、小学校の適正配置とか、その点も絡む部分はあるかと思えますけれども、今後庁内の検討会議を立ち上げて、今後のいろいろ状況も変わっておりますので、それについて検討していきたいと思っております。

佐々木（勝）委員

学校5日制になってからは、学校教育と社会教育の連携を密にして、開かれた学校づくりに向かって進めていると。その中に、学校の今の余裕教室も含めて活用、利用というか、こういうことをしていきます、こういう形で答弁をもらっているものですから、その作業に入っているのかなというふうに思っていたものですから、その辺のところはまず一つね。

それからもう一つは、石山の関係です。

ストレートに聞きます。石山中学校を、昭和学園の方から話があって、結論としては実現しなかったと。この経過というか、話合いの結果について、まず聞かせてください。

（企画）川堰主幹

旧石山中学校につきましては、昨年12月に昭和学園から要望が提出されました。それで、私どもは、跡利用検討委員会で、これは助役を座長にした検討委員会で、昨年5月に設置したもののなのです。この中で、旧住吉中学校、石山中学校、東山という形でいろいろ検討しました。要望が出ておりました石山につきましては昭和学園に、住吉中学校につきましては北海道龍谷学園、旧双葉高校にということで、売却という方向で意思を固めまして、前回の第2回定例会の中で市の方向をお示したところであります。

それで、住吉につきましては、その方向どおり順調に推移したのですけれども、石山につきましては、残念ながら、今月13日に、さきほど報告申し上げましたとおり、要望書の取下げ願いというものが出ましたので、石山については昭和学園側が断念された、そういう結果でございます。

佐々木（勝）委員

それで、質問なのですけれども、学校適正配置、中学校が3校の廃校というか、これは吸収統廃合なのか、吸収合併なのか、学校適配の中ではいろいろ論議がありました。そのときにも議論になったのだけれども、3校の取扱いについては、跡地利用なのか、跡利用なのか、この辺のところも少し議論があったのですよ。だから、ちょっと言葉が非常に微妙なところなのだけれどもね。これでいくと、今回出されたのは、石山中学校の跡地という表現をしているのです。ここはね。これは、簡単に言うと、ばらして土地にして売却という意味で、だから、姿というのはもうここは更地にして土地にしてしまうのだ、こういうふうに聞こえてくるのです、跡地という形は。

東山の場合はどうだったかという、跡地利用という形は使わなかったのですよ。跡利用という形を使ったのです。だから、庁内で検討し、この扱いをどういうふうに整理されて、今後どうしようとしているのかというところが気になるところなのです。

（企画）川堰主幹

跡利用、跡地利用という言葉の使い方はあると思うのですけれども、企画部としては、一貫して跡利用という形の考え方で検討委員会の中で進めてきております。

佐々木（勝）委員

そこで、お伺いします。

建物そのものも含めて本体が昭和に移るとというのが結局だめになった。そうすると、今後はその姿のままで、現状のままで成り行きを検討していくわけでしょう。住吉の場合も、壊したら2億かかるわけですから、おのずから石山中学校の利用のされ方というような方向性は決まっているのではないかなというふうに思うのだけれども、庁

内検討委員会で検討すると言うから、進めていく検討の方向性について、今わかれば教えてください。

(企画)川堰主幹

さきほど報告申し上げましたとおり、第一義的に考えた石山がだめになりましたと言ったら、全くゼロからという話でしかありません。それで、まだ改めた検討委員会も開いておりませんので、全くゼロからの利用方法を検討していくという形にしなければならないというふうに思います。

佐々木(勝)委員

それで、売り物にしてしまって、いわゆる買うところがあればどんなところでもいいから売ってしまうという方法なのか、東山のように、いわゆる公共的なものにやっぱり活用していくのかどうか、こういうふうになっているわけですから、全く知らぬというか、方向性は出していかなければならないのではないかと思います。

企画部長

石山につきましては、返事が来ましたのは最近なものですから、私どもは、できれば学校施設なものですから、いわゆる私学を含めていろいろなそういう関係の施設に利用できればということで、たまたまそういう希望があったという形の中で跡地利用とした経緯がございました。

ただ、この後、また改めて、石山については、今、主幹の方から申し上げましたとおり、ゼロから再スタートしてどういう形の利用があるのか、あるいはどうしたらいいのか、こちら辺は改めて計画を考えたいと思います。

佐々木(勝)委員

この点についての最後ですが、これの特に項目の(5)番の人材の育成と多様な人材の確保と。このところの項目と表記と、改訂版のところ、さっき報告の中では難しいというか、ここに多くの検討の内容のものが入っているのだけれども、ここをちょっと教えてください。

21番がありますね。21番のところ、人材の育成と多様な人材の確保のところでは、職員制度の活用という部分がありまして、検討中という形になっているけれども、こっちの改訂の24ページのところには、ほとんど手をつけていないという姿なのです。それが、13年度、去年の2月に出たものです。

それから、今度、逆に、26番目の人材育成基本方針の策定のところについては、検討中なのだけれども、意味合いからすれば、矢印が12年に着手していわゆる13年度に向けての一つの方向が出ている。14年度についても、13年度に立ち上げてここまで進んでいる、こういう表現がされているのですよ。

だから、これで言うと、検討中、検討中とみんなこうなっているけれども、ここまで進んでいるものは、ある面では、三角表示があってもいいものと、三角表示ではなく、表記の仕方でちょっと自分の受け取り方が違うのか、この辺のところを含めて教えてください。

(総務)田中主幹

今の表のところなのですが、これは、計画上で、例えばさきほどの職員提言制度ですが、これはいついつをめどというよりも、それは継続してやっていきたいと思いますという計画でございます。むしろ、5番のところには項目が分かれておりますけれども、予定としては、研修計画を13年度までに作成して、同時に推進体制を13、14で整理していこうという計画段階であったのですけれども、その部分では実施には至ってはいないのです。そういう形で、今その分について我々は検討しているという意味で、一部実施という形にはなっていないので検討中ということになっております。

佐々木(勝)委員

特にこの(5)番の人材の関係の分については、ソフトという面ですから慎重に行っていくという構えなのかなというふうに思いますけれども、その辺の見解はいかがですか。

(総務)職員課長

これまで、実はここの人材育成のところと評価システムの関係なのですが、いわゆる年功序列型の職務職階に基

づく、例えば研修制度で言えば、採用から初級、中級、上級、監督者ということで係長職、管理者ということで課長職ということで、一定程度の骨子づくりをしてきた経過があるのですけれども、総務省の方で、能力給的な導入が今図られているということで、根底的に、例えば基本給プラス職責給、あるいは業績給を加えとか、そういう検討がなされていると。

一方で、公務員制度の部分で、今まで昇任、昇格はもちろんございましたけれども、おろす方も能力に応じて検討されているというようなこともございますので、基本的に一定程度の考え方をつくってまいったのですが、基本的に、さきほど言いましたとおり、旧来のシステムにのっとって検討してきた経過があるものですから、国の方も変わっていくということで、現在その辺をあわせて検討しているということでご理解をいただきたいと思います。

佐々木（勝）委員

重要なことですから、そのところは慎重に行っていただきたいなというふうに思います。

予定したものはもう1項目ありますけれども、時間の関係でやめます。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時30分

委員長

会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

自民党。

横田委員

自民党を代表して、議案第32号は否決、請願第54号、陳情第84号、第88号は不採択にする討論を行います。

議案第32号、共産党提案の非核港湾条例は、8回目の提案ということですが、これまで何度も、8回申し上げている理由で不採択といたします。

請願第54号、それから陳情第84号は、公立高校の配置に関するものですが、我が党は、基本的には間口の削減にはこれを見直してほしいということで陳情をしておる立場ですけれども、さきほどの報告にもありましたが、今回、小樽市内は135人の減少という中で1間口の削減にとどまったという状況です。これは、同様な数で3間口削減の地域などもあることにかんがみますと、道教委もある程度の理解をしていただき、一定の判断をしていただいたものと評価しているところであります。

よって、この請願・陳情については、不採択といたします。

また、第88号、有事法制の制定に関する意見書提出方につきましては、これも何度も申し上げておりますが、我が党は有事法制は必要だという立場でございますので、これを不採択といたします。以上で終わります。

委員長

共産党。

新谷委員

日本共産党を代表して、議案第26号に反対、議案第32号は可決、請願第54号、陳情第84号、第88号は採択、また、継続中の案件はすべて採択を主張し、討論をします。

議案第26号は、小樽市税条例の一部を改正する条例案ですが、さきほど質問しましたように、金持ち優遇の税制改革で、反対します。

また、議案第32号は、我が党提案の非核港湾条例案ですが、アメリカ・ブッシュ大統領は悪の枢軸発言をして、イラクに対して攻撃をする計画を立てています。また、今年1月、米議会に提出された核体制見直し報告では、口

シア、中国にとどまらず、北朝鮮、イラク、イラン、シリア、リビアを含む7か国を名指しし、核兵器使用計画の策定を指示しています。

アメリカは、大量破壊兵器の地下施設などの破壊、実際に使用することを想定した核兵器の開発のための核実験を再開することを公言しています。このような独善的な態度に対して、世界各国から非難の声が上がっており、原爆投下の日に行われた広島、長崎の式典において、広島市長はアメリカの責任を、そして、長崎市長はアメリカ政府の独断的な行動を断じて許すことはできないと批判しております。このことは、内外に大きな共感と励ましを与えました。このように、核廃絶を求める声は、内外とも大きくなっている中、小樽市が非核港湾条例を制定することは、大変大きな励ましになることと思います。皆さんの賛成をお願いいたします。

請願第54号は、公立高校適正配置の基本指針と見通しの見直しを求める意見書の提出方です。少子化傾向は現実のことですけれども、40人学級のままでは、毎年、毎年、間口削減が問題となり、子どもも学校も振り回されることとなります。30人学級を実現して、地域の高校を存続し、教育条件整備、教職員の定員増に努めることは当然、願意は妥当、採択を求めます。

陳情第84号も同様です。

小樽工業高校の建築科、土木科、それぞれこれまで果たしてきた役割は大きく、父母、教職員も反対の交渉を道教委にしております。この点で、願意は妥当、採択を求めます。

また、陳情第88号についても、憲法9条を守るのは当然です。また、有事法制案については、アメリカの意向を受けて、日本の国民をアメリカの戦争に強制動員するものにほかなりません。この点でも、願意は妥当、採択を求めます。

継続中の案件については、すべて賛成、採択を求めます。

詳しくは、本会議で述べます。以上です。

委員長

公明党。

斉藤（陽）委員

公明党を代表し、請願第54号、陳情第84号について、不採択の討論を行います。

北海道の平成15年度道立高校適配計画の見直し、また、削減反対を求めて、道への陳情の経緯は、我が党も含めて確かにあります。しかし、現実的に、先般発表された北海道の計画における削減学校を見ると、後志第1学区（小樽）については、相当程度配慮をされているものと推測されます。

具体的には、後志第1学区、生徒増減数 183名の減、学級は2学級の減、定員は80名の減、削減率43.7%、全道平均削減率54.3%などとなっています。小樽市内の生徒増減数は、135名の減、学級は1学級の減、定員は40名の減、削減率で29.6%と、全道の半分となっており、このような数字から見れば、削減率は、小樽について相当程度配慮されているものと受け止めざるを得ないと考えます。

そのような背景から、行政、PTA、教育関係者、私学の動向などを考えるとき、極めて時間的余裕がない中で白紙撤回を求めても、結果として難しいものがあると考えざるを得ません。

したがって、我が党としては、残念ながら白紙撤回等を求める意見書の提出については難しいものと考えます。

詳しくは、本会議で行います。

委員長

民主党・市民連合。

佐々木（勝）委員

議案は可決、請願第54号、陳情第84号、第88号は採択、請願、継続中の案件の第40号については採択、陳情第2号、第30号については継続であることを態度表明し、討論いたします。

第32号の港湾条例の関係については、これまでも何回か提案され、民主党もそれに賛成の立場で討論してまいりました。

継続は力です。そういう意味では、ある意味では、確かなものにするために、やはり条例というものが今求められているのではないかな、こういうふうに思います。

それから、請願第54号、陳情第84号については、公立学校の間口削減にかかわる、言い方は白紙撤回という形になっておりますけれども、これまでの小樽の子どもたちの厳しい状況の中にあって、議会意思とすれば、削減のたびにいわゆる決議であったり、それから意見書というものをまとめて議会意思として提出したという経過がありますので、今回も、全道状況を見ればという、小樽の子どもたちのために苦しい思いをさせないという意味で、意見書方について採択を主張します。

それから、憲法9条、第88号の問題は、今、10月に移ったら臨時国会を含めて、この有事法制案が議論される、こういうことが刷り込み済みですけれども、これが通った場合については、地方に寄せる問題等も発生しますので、タイムリーにこの問題は意見書を出して国に申出るべきであるという態度を表明し、詳しくは本会議にします。

終わります。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず、議案第32号、請願第54号、陳情第84号、第88号について、一括採決いたします。

議案は可決と、請願・陳情はいずれも採択と、それぞれ決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、議案は否決と、請願・陳情はいずれも不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、請願第40号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、議案第26号、陳情第2号、第30号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

可決と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。